坂東市建設計画

平成26年3月変更 坂東市

目 次

第1部 序論
第1章 合併の必要性と効果3
第2章 計画策定の方針
第2部 新市の概況 7
第1章 位置と地勢9
第2章 人口等の想定10
第3章 新市を取りまく状況等12
第1節 現況等12
第2節 新市の潜在的な可能性・地域資源16
第3節 上位計画の整理18
第4節 新市のまちづくりの課題20
第3部 新市建設の基本構想23
第1章 新市の将来像24
第2章 新市建設の基本方針27
第3章 新市の土地利用構想30
第4部 基本構想を実現するための分野別計画33
第1章 施策体系34
第1章 施策体系34
第1章 施策体系············34 第2章 分野別計画·······37
第1章 施策体系
第1章 施策体系34第2章 分野別計画37第1節 快適な暮らしと安全を支えるまちづくり37第2節 人と自然に優しい環境づくり41
第1章 施策体系34第2章 分野別計画37第1節 快適な暮らしと安全を支えるまちづくり37第2節 人と自然に優しい環境づくり41第3節 飛躍的に増大する交流・連携を生かしたまちづくり43
第1章 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1章 施策体系
第1章 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1章 施策体系 34 第2章 分野別計画 37 第1節 快適な暮らしと安全を支えるまちづくり 37 第2節 人と自然に優しい環境づくり 41 第3節 飛躍的に増大する交流・連携を生かしたまちづくり 43 第4節 福祉、医療の充実による笑顔のあふれる社会づくり 46 第5節 過去、現在、未来をつなぐ文化の継承と未来を築く人づくり 49 第6節 心かよう交流社会の形成と住民参加のまちづくり 52 第7節 新市のまちづくりを支える行財政基盤の確立 54 第3章 分野別計画を推進する5つのプロジェクト 56

第1部序論

第1部 序論

第1章 合併の必要性と効果

1. 経緯

岩井市、猿島町の1市1町は、茨城県南西部の水と緑に包まれた豊かな自然環境を有する田園都市として発展してきました。本地域は、首都 50 km圏に位置しているにもかかわらず、鉄道等の首都圏との広域交通体系に恵まれていなかったため、首都圏の外延化による無秩序な乱開発などから免れてきました。

通勤・通学、買い物、医療など、住民の日常生活の行動範囲は、一体的な地域を形成しており、地域住民の生活行動に合わせた行政区域の確保と対応が必要となっています。

このような状況の中で、1市1町は、ごみ処理や消防体制などについて共同で取り組み、公共施設の相互利用なども実施してきました。また、広域的な諸計画においても、この1市1町は一体的な地域としてゾーニングされ、地域振興が図られてきているところです。

これからの自治体は、日常生活圏の広域化に対応した行政区域の再編や、少子高齢化・ 情報化など社会情勢の変化に伴う多様化・高度化した行政需要への対応、地方分権の進展 などに伴う強固な行財政の基盤づくりが求められています。

また、首都圏中央連絡自動車道 (圏央道)、国道 354 号バイパス、つくばエクスプレス等の広域交通体系の整備が進むにつれて、地域振興の気運や地域連携強化の必要性が高まってきています。

このような背景の中、岩井市、猿島町、境町の1市2町では、住民アンケートによる意向を踏まえ、平成15年3月から各市町長、議会議員代表による「岩井市・猿島町・境町合併研究会」での協議を経て、同年5月には「岩井市・猿島町・境町合併協議会」を設置いたしました。以降、17回にわたる協議会が開催され、協議検討が進められてきました。

しかし、境町において1市2町の合併の是非を問う住民投票が実施されることとなり、 平成16年7月に同町の申し入れを受けて「岩井市・猿島町・境町合併協議会」は休止されました。

岩井市、猿島町においては、平成 17 年 3 月の合併特例法期限内の合併実現を目指して、平成 16 年 8 月に「岩井市・猿島町合併協議会」を設置し、1 市 2 町合併と並行して協議を進めることとされました。1 市 1 町の合併協議会においては、原則として 1 市 2 町の合併協議会での協議結果を踏襲することとし、平成 16 年 8 月に開催した 2 回の合併協議会において、基本 4 項目をはじめとする 38 の検討項目すべての協議を終了しました。

畢竟、平成 16 年 9 月 12 日に行われた住民投票の結果が反対多数となったことから、境町は、1 市 2 町合併を見送ることとなりました。これを受け、岩井市と猿島町は予定どおり 1 市 1 町による合併を推進することとし、平成 16 年 9 月 27 日に開催された第 3 回協議会において、茨城県知事との協議が整った建設計画について最終決定いたしたところです。

2. 合併の必要性

1) 日常生活の行動範囲の拡大への対応

岩井市、猿島町は、地理的に連たんし、歴史的・文化的に深い関わりを有しているほか、 交通・通信手段等の進展によって、通勤・通学、買い物、医療などの日常生活の行動範囲 も、現在の行政区域を越えて広域化していることから、これらに対応した広域的で均質な 行政サービスの提供が求められています。

このような状況のなか、1市1町は、ごみ処理や消防体制などについて共同で取り組み、 また、公共施設の相互利用なども実施しているところです。

今後、首都圏中央連絡自動車道や国道 354 号バイパス、主要地方道結城坂東線バイパス 等の整備により、当地域では住民生活の様々な分野で一層一体化が促進すると予想され、 ますます広域的な取り組みが必要になってきています。

このため、1市1町が合併することにより、このような行政需要に対応した一体的で、 計画的な行政を推進し、広域的かつ効率的なまちづくりを進める必要があります。

2) 地方分権と多様化、高度化する行政需要への対応

少子高齢化や情報化の進展、女性の社会進出などの社会情勢の変化に伴い、行政需要は 多様化、高度化しています。

このような行政需要に対応するためには、行政の企画立案能力・総合調整能力の向上、 専門職員の確保や養成など、総合的な行財政能力の強化が必要となります。

また、地方分権の進展に伴い、住民への身近なサービスの提供は、行政が自らの判断と 責任において決定し、実施することが重要になっています。

このためには、基礎的自治体として主体的、自立的な行政運営が可能となるよう、一層行財政基盤を強化することが不可欠です。

3) プロジェクトなどへの対応

1市1町は、首都圏中央連絡自動車道や国道 354 号バイパス等の整備により、新たな交流時代を迎えることとなります。今後のまちづくりにおいては、これらの効果を有効に活用していくことが求められており、広域的に取り組んでいく必要があります。

また、1市1町は全国でも有数の生鮮野菜の生産を誇る地域であり、広大な畑地は当地域を特徴付ける共通の地域資源です。今後、地域間競争が激しさを増す中で、広域的な取り組みによりブランド化を図るなど、地域の発展や活性化につなげていく必要があります。

3. 合併の効果

合併にあたっては、以下のような効果が期待されます。

1) 行政サービスの充実による住民利便性の向上

1市1町の合併により、広域的な行政サービスの提供が可能となるほか、専門の組織の設置や職員の効率的な配置、更には、従来、採用が困難な専門職(保健福祉部門等)を置くことができるなど、住民にとって行政サービスの選択の幅が広がるとともに、より高い水準の行政サービスを安定的に提供することができます。

2) 行財政の運営の効率化と基盤の強化

1市1町の財政を合わせることにより、財政規模が増大するとともに、効率的・効果的な財政投資が可能となり、重点的な事業の実施や既存施設の有効利用、有機的連携が図れます。

また、合併することにより茨城県のまちづくり特例市制度による権限委譲の受け皿となることも可能となるなど、地方分権を担う行財政基盤の強化が期待できます。

※まちづくり特例市制度:地域の中核を担う一定規模以上(通常人口 10 万人以上、合併した新市は 5万人以上)の市で、自主的・自立的にまちづくりに取り組めるよう主要 事務(土地利用、福祉関係等)の事務権限を委譲する制度。

3) 広域的観点からみたまちづくりの推進

1市1町の合併により、市町の境界があることによる不便を解消することができ、広域 的視野に立った道路や公共施設の整備、あるいは地域の個性を生かした土地利用など、効 果的なまちづくりを推進することができます。

特に、新たな交流・連携軸を活用した一体的・計画的な地域振興を検討し、推進することができます。また、合併により当地域は全国屈指の生鮮野菜供給基地となり、これらを踏まえた計画的・戦略的な施策の推進が可能となります。

4) 都市のイメージアップ

1市1町の合併による都市規模の拡大や地域資源の集積を生かし、その効果を行政サービスの向上、地域情報の発信や交流の推進に活用していけば、都市のイメージアップにつながることとなります。イメージの高い都市には、企業の進出や定住魅力の増大が期待されます。

第2章 計画策定の方針

1. 計画の趣旨

本計画は、岩井市、猿島町の合併による新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、1市1町の住民の皆さんに対して将来のビジョンを明らかにするとともに、その実現により本地域の速やかな一体性の確立及び地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

また、この計画は、合併特例法等に基づく様々な財政措置を受けるための前提となるものです。

2. 計画の構成

本計画は、新市建設の基本構想と、それを具体化するための分野別計画、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成します。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成17年度から平成36年度までの20カ年とします。

4. 計画の区域

本計画の計画区域は、1市1町の全区域とします。

第2部 新市の概況

第2部 新市の概況

第1章 位置と地勢

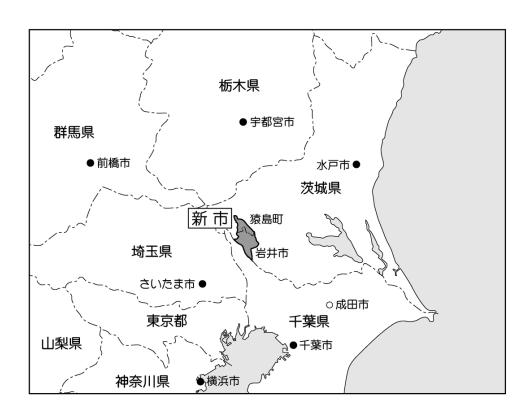
新市は、茨城県の南西部、首都 50 km圏、県都水戸からは約 70km の距離に位置し、新市の全域が首都圏近郊整備地帯に指定されています。

新市に隣接する市町は、東に常総市、北に古河市・八千代町、西に境町、南に利根川を挟んで千葉県野田市と接しています。

新市の総面積は、123.18km² (岩井市: 90.72km²、猿島町: 32.46km²) で、県土の約 2.0% を占めています。区域は、東西約 12 km、南北約 20 kmとなっています。

新市をとりまく自然環境は、新市の南西側に利根川、南側に飯沼川、東側に西仁連川などの河川が流れているとともに、新市の南端には、菅生沼があり、野鳥や昆虫などが生息する首都圏において貴重な水辺空間が残されています。また、新市の中央部は猿島台地と呼ばれる概ね平坦な台地が広がっており、田・畑地や山林など良好な自然環境が残されています。

気候は、太平洋型で、年平均気温は 15.0℃、年間降雨量は 1,293mm と比較的温暖な地域となっています。



第2章 人口等の想定

1. 人口・世帯数

1)総人口

1市1町の人口は、平成7年をピークに横ばい・減少傾向に転じており、平成25年4月 1日現在の常住人口調査によると、新市の総人口は55,345人となっています。

今後、我が国の総人口は少子化の一層の進展により、減少に転じることが予想されますが、1市1町の合併により、首都圏中央連絡自動車道の整備効果やつくばエクスプレスの開通を見据え、首都圏近郊整備地帯に位置する都市として、人々が移り住み、住み続けるような魅力ある都市づくりをすすめます。

建設計画期間中の人口は、過去の増減傾向から単純に推計すると、平成 36 年には約50,000 人となる見通しです。なお、平成 19 年 3 月に策定した「坂東市総合計画 基本構想」では、圏央道等の整備効果を生かしたまちづくりを進めることにより、将来人口を58,000人(平成28年)に設定しています。

2) 世帯数

平成 25 年 4 月 1 日現在の世帯数は 17,328 世帯で、昭和 60 年の 13,242 世帯と比べ、28 年間で約 1.3 倍の伸びを示しています。

1世帯当たりの人員は、昭和 60 年の 4.35 人/世帯に対して、平成 22 年では 3.35 人/世帯と、年々核家族化する傾向にあり、今後もその傾向は続くことが予測されることから、平成 36 年には 3.16 人/世帯まで減少すると想定します。

よって、合併後概ね20年後の世帯数は、約18,400世帯と想定します。

■ 人口及び世帯数の推移及び想定(総人口:人、世帯数:世帯、1世帯当たりの人員:人/世帯)

		昭和	平成	平成	平成	平成	平成	平成 36 年
		60年	2年	7年	12年	17年	22 年	想定
総人	. П	57, 647	58, 699	59, 738	58, 673	57, 516	56, 114	58, 000
内訳	岩井市	42, 177	43, 102	44, 325	43, 421			
PTEK	猿島町	15, 470	15, 597	15, 413	15, 252			
世帯	数	13, 242	14, 227	15, 325	15, 707	16, 290	16, 763	18, 400
. (. ===	岩井市	10,096	10, 930	11,856	12,070			
内訳	猿島町	3, 146	3, 297	3, 469	3, 637			
1世帯当た	りの人員	4. 35	4. 13	3.90	3.74	3.53	3.35	3. 16

資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

3)年齢3区分別人口

平成 22 年の年齢 3 区分別人口構成比は、年少人口が 13.5%、生産年齢人口が 64.3%、 老年人口が 22.2%となっています。各区分別人口の推移は、年少人口が減少傾向、生産年 齢人口が横ばい傾向、老年人口は増加傾向にあります。

今後の年齢3区分別人口構成比は、コーホート要因法による推計を踏まえ、年少人口13.2%、生産年齢人口が62.8%、老年人口が24.0%となると予測されます。

年齢3区分別人口は、各区分別人口構成比から、年少人口を約7,700人、生産年齢人口を約36,400人、老年人口を約13,900人と想定します。

■年齢3区分別人口の推移

(上段:人、下段:%)

	昭和 60 年	平成 2年	平成 7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 36 年 想定
総人口	57, 647	58, 699	59, 738	58, 673	57, 516	56, 114	58,000
構成比	100. 0	100. 0	100. 0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口 0~14 歳	13, 632	11,634	10, 274	9, 051	8, 182	7, 557	7, 700
構成比	23. 6	19.8	17. 2	15.4	14.2	13.5	13. 2
生産年齢人口 15~64 歳	37, 986	39, 641	40, 085	39, 304	37, 934	36, 007	36, 400
構成比	65. 9	67. 5	67. 1	67. 0	66. 0	64. 3	62.8
老年人口 65 歳以上	6, 029	7, 375	9, 207	10, 312	11, 396	12, 448	13, 900
構成比	10. 5	12. 6	15. 4	17.6	19.8	22.2	24.0

※年齢不詳があるため、総人口と年齢区分別人口の計が一致しない場合がある。

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

2. 就業者人口

就業者人口は、"15 歳以上の人口"と"就業率(概ね 20 年後の就業率は 63.6%)"から、約32,000人と想定します。

平成 22 年の産業別就業者人口は、第1次産業が 10.5%、第2次産業が 35.9%、第3次 産業が 47.6%となっています。各産業の就業者数は、第1次産業が減少傾向、第2次産業 が横ばい傾向、第3次産業が増加傾向にあります。

産業別就業者人口は、"就業人口"と"各産業別構成比(第1次産業:11.3%、第2次産業:44.0%、第3次産業:44.7%)"から、第1次産業が約3,600人、第2次産業が約14,100人、第3次産業が約14,300人と想定します。

■産業別就業者人口の推移

(上段:人、下段:%)

	昭和	平成	平成	平成	平成	平成	平成 36 年
	60年	2年	7年	12年	17年	22 年	想定
就業人口	29, 863	31, 367	31, 902	31, 952	30, 769	29, 383	32, 000
第1次産業	7, 722	6, 056	4, 722	4, 517	3, 916	3, 077	3,600
構成比	25. 9	19. 3	14.8	14. 1	12. 7	10. 5	11. 3
第2次産業	11, 778	13, 699	13, 953	13, 654	12, 099	10, 544	14, 100
構成比	39. 4	43. 7	43. 7	42.7	39. 3	35. 9	44. 0
第3次産業	10, 357	11, 566	13, 174	13, 705	14, 187	13, 979	14, 300
構成比	34. 7	36.9	41. 3	42.9	46. 1	47.6	44. 7

※分類不能の職種があるため、構成比率の計が100に満たない場合がある。

資料:実績値は国勢調査(各年10月1日現在)

第3章 新市を取りまく状況等

第1節 現況等

1. 産業構造

事業所数は、昭和 61 年から平成8年まで、10 年間に6%程度の増加傾向を示していましたが、平成8年から平成18年までの10年間では、約13%減少しています。

従業者数については、減少傾向にありましたが、平成13年から平成18年では約6%増加 しています。

■事業所数・従業者数の推移

		事	業所数(月	听)		従業者数(人)					
市町名	昭和	平成	平成	平成	平成	昭和	平成	平成	平成	平成	
	61年	3年	8年	13年	18年	61年	3年	8年	13年	18年	
1市1町	3, 066	3, 146	3, 247	3, 036	2, 812	20, 106	23, 028	23, 154	22, 072	23, 338	
岩井市	2, 315	2, 380	2, 466	2, 293		15, 779	17, 874	17, 639	16, 557		
猿島町	751	766	781	743		4, 327	5, 154	5, 515	5, 515		

資料:事業所·企業統計調查

1)農業

農林業センサスにおける平成 22 年の農家戸数は 3,341 戸と、年々減少する傾向にあります。平成 12 年の粗生産額は 23,450 百万円で、合併後は、茨城県内屈指の生産額となります。

また、新市においては、夏ねぎ、レタスが銘柄産地の指定を受け、全国有数の生鮮野菜供給基地としての役割を担っています。

■農家戸数・粗生産額の推移

		農	農家戸数(戸		粗生	上產額(百万	7円)	
市町名	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	2年	7年	12年	17年	22 年	2年	7年	12年
1 市 1 町	4, 975	4,642	4, 209	3, 712	3, 341	29, 497	23, 360	23, 450
岩 井 市	3, 491	3, 253	2, 958	2, 597		21,819	16, 581	16, 800
猿 島 町	1, 484	1, 389	1, 251	1, 115		7, 678	6, 779	6,650

資料:農林水産省「農林業センサス」

■銘柄産地化の推進状況

	坂東市
銘柄産地	夏ねぎ、レタス

2) 工業

平成23年の事業所数は242所、製造品出荷額は242,743百万円となっています。近年の推移によると、事業所数は減少傾向ですが、製造品出荷額は増加傾向にあります。

■事業所・製造品出荷額の推移

市町		事業所数(所)					製造品出荷額(百万円)					
名	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
71	4年	7年	10年	13 年	22年	23 年	4年	7年	10年	13年	22 年	23 年
1市1町	317	305	332	297	220	242	219, 603	244, 691	238, 118	180, 828	240, 982	242, 743
岩井市	217	206	235	208			189, 501	216, 535	207, 658	146, 977		
猿島町	100	99	97	89			30, 102	28, 156	30, 460	33, 851		

※従業員4人以上の事業所

資料:工業統計調査、平成23年は経済センサス

3) 商業

平成 23 年の商店数は 564 店、売上高は 96,788 百万円となっています。商店数は減少傾向にありますが、売上高は増加しており、小売業については、岩井市のモール事業による商店街の振興等が図られています。

■商店数・売上高の推移

			P	商店数(店)			
市町名	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	6年	9年	11年	14年	16年	19年	23 年
1市1町	824	803	793	733	666	607	564
岩井市	639	618	602	557	509		
猿島町	185	185	191	176	157		

			売_	上高(百万	円)		
市町名	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	6年	9年	11年	14年	16年	19年	23 年
1市1町	88, 975	89, 108	101, 953	68, 428	69, 305	77, 030	96, 788
岩井市	72, 069	71, 063	81, 947	53, 373	54, 551		
猿島町	16, 906	18, 045	20,006	15, 055	14, 754		

資料: 商業統計調査 平成23年は経済センサス

2. 土地利用及び生活基盤

1) 土地利用

1市1町の土地利用は、畑が30.9%と最も多く、次いで田の18.0%、宅地の13.9%となっており、農用地が全面積の約半分(48.9%)を占めています。また、山林は、10.2%となっています。

■土地利用構成比率

(単位:上段 km2 下段%)

市町名	全面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
1 市 1 町	123. 18	22. 10	38. 12	17. 15	12. 56	0. 58	7. 41	25. 26
1 市 1 町		18. 0	30. 9	13. 9	10. 2	0.5	6. 0	20. 5

※その他には池沼を含む

資料:固定資産概要調書(平成24年1月1日)

2) 生活基盤

①公共交通

鉄道交通については、1市1町内には駅がなく、他市町村所在の駅の利用となっています。バス交通については、岩井地域から東京駅へ向かう高速バスや周辺市町へ向かうバス路線が利用されていますが、地域内のバス交通などが充足しているとは言えず、公共交通の脆弱な地域となっています。

② 道路

1市1町における主要道路(国道、県道等)の道路舗装率は、100%と非常に高い水準にあります。一方、生活道路(市町道等)の道路舗装率は、県平均を下回る状況にあります。

③都市公園等

1市1町における都市公園の整備率は、全県水準に比べ低い整備状況にありますが、八坂公園等の都市公園のほか、児童公園・歴史等を生かした公園(逆井城跡公園等)が整備されています。

④上下水道

1市1町では上水道整備が進んでおり、整備状況は、非常に高い水準にあるものの、 岩井地域では、普及率 72.8%に留まっている状況にあります。また、下水道の普及率 (平成24年度末) は、32.1%となっています。

⑤医療

1市1町における医療施設(一般病院)については、新市で2箇所設置されているほか、救急医療体制(小児救急医療含む)として、西南広域市町村圏事務組合で輪番制を行っています。

⑥社会教育

1市1町の社会教育施設については、それぞれ中央公民館及び図書館が整備されており、積極的な活用がされています。

第2節 新市の潜在的な可能性・地域資源

新市の潜在的な可能性・地域資

新市における潜在的な可能性(ポテンシャル)・地域資源を整理すると、以下のとおりです。

1)整備効果(交流・連携)

新市においては、首都圏中央連絡自動車道の整備や I. Cの設置、国道 354 号バイパスの整備、つくばエクスプレスの開通等の広域交通体系が整備されることによる東京や成田など首都圏の各地域及び放射状に延びる各高速道路との連携強化の効果を受け、新たな交流の創出が期待されます。

2) 自然・みどり

新市においては、平地林や利根川、菅生沼、西仁連川等の水辺環境など、豊かな自然環境が残されています。また、全国有数の生鮮野菜供給基地として、農業が盛んな地域となっています。

3) 地理的特性

新市は、首都 50km 圏、千葉県・埼玉県方面からの茨城県の玄関口に位置し、先端技術の 集積するつくば市にも近接する地理的優位性を持っています。

4) 誇れる歴史・文化

新市には、平将門関連史跡、逆井城跡などの歴史ある地域資源が多く残されています。 また、魅力あるイベントの開催や茨城県自然博物館・さしま郷土館ミューズなどの観光・ 文化施設が整備され、文化性の高い地域となっています。

■新市の潜在的な可能性・地域資源の整理表

分野	内容・キーワード
地理・地勢	○首都 50km 圏内の首都圏近郊整備地帯に位置する。
	○つくば市(筑波研究学園都市)に近接している。
	○平坦で可住地面積が広い。
	○猿島台地の平地林、広大で肥沃な農地
	○利根川、菅生沼、飯沼川、西仁連川などの水辺環境
産業	○全国有数の生鮮野菜の供給基地(夏ねぎ、レタス、トマト、春はくさ
	<i>١</i> ٧)
	○既存工業団地(つくばハイテクパークいわい、沓掛工業団地)が整備
	されている。
	○岩井市のモール商店街
主要プロジェクト	○首都圏中央連絡自動車道の整備、新市内にⅠ.Cが開設予定
道路・公共交通	○つくばエクスプレスの開通(平成 17 年 8 月開通)
(地域内外)	○広域的幹線道路の整備(国道 354 号バイパス、つくば下総広域農道等
	の整備)
	○利根川に架かる橋梁(下総利根大橋・芽吹大橋)により千葉県・埼玉
	県方面からの玄関口となっている。
	○高速バスの運行により、東京へ直結している。
観光資源(史跡)	○平将門関係史跡(国王神社、延命院、石井の井戸等)、逆井城跡公園な
イベント	ど
	○岩井の夏まつり、将門まつり・ハーフマラソン大会、ふる里さしま古
	城まつり、ナイター天国など
文化・レジャー・	○新市内外に誇れる施設の充実(茨城県自然博物館、ベルフォーレ、さ
公共施設等	しま郷土館ミューズ、さしま少年自然の家など)
	○岩井市総合文化センター、八坂公園、猿島町中央公民館、しど谷津公
	園

第3節 上位計画の整理

1. 1市1町の総合計画における将来像

1市1町の総合計画における基本理念・将来像等は、以下のとおりです。

■各市町の総合計画(将来像・計画年度)

市町名	基本理念・まちの将来像	策定時期	計画	,
		.,	基本構想	基本計画
岩井市	「人と自然が語り合う、快適創造都市	平成13年3月	平成8年度~	平成13年度~
	いわい」		平成17年度	平成17年度
	○自然と調和した、機能的な都市の基盤	後期基本計画		(後期)
	づくり			
	○地球にやさしく、快適な生活環境づく			
	Ŋ			
	○調和のとれた、活力ある産業の基盤づ			
	< b			
	○健康で安らぎのある福祉社会づくり			
	○人間性豊かな教育文化のまちづくり			
	○市民とともにあゆむまちづくり			
猿島町	「自然に安らぎ 暮らしに活きづき 交	平成13年4月	平成13年度~	平成13年度~
	流と共生のまち さしま」		平成22年度	平成17年度
	○豊かな自然と快適な生活環境がとけ合			(前期)
	ったまちづくり			
	○健康と歴史・文化があふれるまちづく			
	ŋ			
	○生きがいと未来へ挑む活気のあるまち			
	づくり			
	○個性の尊重と地域連帯のまちづくり			
	○住民が主体のまちづくり			
				I

2. 国・県等の上位計画における本地域の位置付け

国・県等の上位計画における本地域の位置付けは、以下のとおりです。

■国・県等の上位計画における本地域の位置付け

計画名	本地域の位置付け等	策定時期	目標年次
21世紀の国土のグランド デザイン (第5次全国総合開発計画)	○新市は、「西日本国土軸」に位置付けられており、首都圏中央連絡自動車道などの整備を図ることにより、東京圏の一翼を担う地域として育成することが示されている。		平成22年から 27年度
第5次首都圏基本計画	○新市は、「東京都市圏」に位置付けられており、業務・商業・文化・居住等の機能がバランス良く配置された自立性の高い地域の形成を図ることが示されている。		平成27年度
茨城県総合計画「いきいきいばらき生活大県プラン」(改定)	○新市は、「県西ゾーン」、地域づくり、地域では、「県西ゾーン」、地域では、「県西がいては、「県本を方向においては、「県本を通りのと地域ののと地域を産業がある。。 ・広新たな産業があり、大規模をでは、大規模ののののでは、では、大規模のでは、大規模のでは、大規模ののでは、大規模ののでは、大規模のでは、大規模のでは、大規模のでは、大規模のでは、大規模をでは、大規模をでは、大規模をでは、大規模をでは、大規模をでは、大規模をでは、大規模をでは、大規模をでは、大力ののでは、大力ののでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力が	平成24年3月	平成47年頃(基本構想)平成27年度(基本計画)

第4節 新市のまちづくりの課題

1市1町の現況及び地域資源の整理、合併の必要性と効果などを踏まえると、新市のまちづくりの課題には次のようなものがあります。

1) 広域交通体系の整備促進と活用

当地域におきましては、現在、首都圏中央連絡自動車道、国道 354 号バイパス、つくば エクスプレスなどの広域交通体系の整備が進められています。今後、これらの整備が進む ことにより、人・物などの流れが大きく変わるなど、新市のまちづくりの大きな転機とな ることから、これらの早期整備を促進するとともに、整備に伴う効果を活用した施策の展 開が必要になっています。

2) 地域の特性を生かした産業の活性化

地域の活力あるまちづくりのためには、産業の活性化が不可欠であり、農業については、 基幹産業として発展してきた経緯や特色を生かした農業の振興を図る必要があります。商 業については、それぞれの市街地の整備等と合わせて、魅力ある様々な機能を有し、賑わ いのある商業の振興を、工業については、地理的条件や広域交通体系の整備を生かして、 活力ある事業所の立地促進等による工業振興を図る必要があります。

3) 自然環境や歴史・文化の継承と活用

当地域は、利根川や飯沼川などの河川や猿島台地の平地林などの豊かな自然を有するとともに、平将門、逆井城跡や地域に根ざしたイベントなどの歴史や文化があり、これらを保全・継承するだけでなく、交流や観光の資源として積極的に活用していく必要があります。

4) 交通の利便性の向上と地域内外の連携強化

情報化の進展やマイカーの普及など移動手段の向上により、住民の日常生活の行動範囲が拡大してきましたが、公共交通機関の整備は充分とは言えず、通勤・通学などの不便さを招いてきました。今後、道路体系の整備とともに、地域内外をつなぐ公共交通体系の整備により、利便性の向上と地域内外の連携強化を図っていく必要があります。

5) 少子高齢化等に対応した福祉の一層の充実

1市1町においても少子高齢化が進行しており、今後更に、保健、福祉、医療などの行政需要の増大、複雑多様化が進む中で、住民からも高齢者・障害者福祉(施設整備など)の充実や子育て環境の充実などが望まれています。

新市においては、こうしたニーズに対応し、保健、福祉、医療などの総合的な体制整備やサービスの充実を図り、子どもから高齢者までが、安心して健やかに暮らせる福祉環境の整ったまちづくりを進めていく必要があります。

6) 一体感の醸成や都市イメージの向上による活力ある地域づくり

新たなまちづくりにあたっては、1市1町の住民と行政が一体となってまちづくりを進めるとともに、新市として地域格差のない一体感のある地域形成を図る必要があります。

また、少子高齢化が進むなか、当地域においても、定住人口の確保が課題となっており、 そのためには、多様な雇用や余暇の場など、都市の魅力増大が必要です。

合併することで、都市規模の拡大や行政能力の向上などにより、都市としての存在感の増大や、都市のイメージアップを図り、企業の進出やプロジェクト等の誘致や地域外からの転入など定住促進につなげていく必要があります。

7) 安定的・効率的な行財政の運営と住民サービスの向上

厳しい経済情勢に加え、少子高齢化の進行などにより、歳入の減少や行政経費の増大など 1市1町の財政状況が更に厳しさを増す一方、行政に対する住民ニーズはますます多様化 するものと予想されます。1市1町の合併を契機として、住民ニーズに対応した行政サー ビスの水準を向上させるため、情報化施策(IT化)の推進や管理部門の統合、専門的な 組織・職員の配置などを行うとともに、安定した財政の確保、財政基盤の強化を図り、安 定的、効率的な行財政運営を図る必要があります。

第3部 新市建設の基本構想

第3部 新市建設の基本構想

第1章 新市の将来像

1. 新市建設の基本理念

岩井市・猿島町の1市1町は、茨城県の南西部・首都 50km 圏の立地条件を生かし発展してきました。今後、少子高齢化社会を迎えるなかで、1市1町の合併によって、広域交通体系の整備効果や地域の特性を生かして、魅力のあふれる安心して暮らせる都市づくりを進めるため、新市のまちづくりの課題を踏まえ、以下の3つの基本理念を設定しました。

① 発展・活力「広域交通体系の整備効果や地域資源を生かしたまちづくり」

広域交通体系の整備や地域資源等を生かして、新市の自立・発展を支える産業や都市機能の充実を図り、魅力や活力に満ちたまちづくりを進めます。

- ・当地域は、首都圏中央連絡自動車道の整備により首都圏における新環状連携軸 「首都圏環状地域連携軸」に位置し、つくばなど軸上の拠点や首都から放射状 に伸びる常磐、東北、関越などの高速道路を通じて全国と結ばれるとともに、 成田を通じて世界とつながるなど、新たな交流時代を迎えることとなります。
- ・新市においてはこれらの整備効果やつくばエクスプレスなどの鉄道交通の利便 性を地域の発展に積極的かつ効果的に生かし、経済的・都市的に自立した活力 ある新市の形成を目指します。
- ・日本を代表する生鮮野菜供給基地であることや豊かな自然環境など地域資源の 集積を生かしつつ、交流・連携軸の拡大に対応した産業振興や交流施策などを 展開し、賑わいや地域の活性化を図ります。

② 安全・安心「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」

子どもからお年寄りまで、誰もが安心して住み続けることができる生活環境 の充実したまちづくりを進めます。

- ・急速に少子高齢化が進むなか、1市1町が合併することにより得られる行財政基盤の充実・強化を生かして、重点的な施策推進や専門職員の配置など福祉サービスの充実を図り、質の高い福祉社会を実現し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- ・犯罪や事故、災害から市民の生命と財産を守るための施策を推進し、安全・安心に暮らせる地域づくりを進めます。
- ・誰もが生涯を通じて社会に参加し、心の豊かさを育む文化活動、生涯学習機会等の充実を図るとともに、安心して産み育て、地域の未来を担う個性ある豊かな人材の育成など子育て・教育環境の充実したまちづくりを進めます。

③ 協働・共生「人と人が協働し、人と自然が共生するまちづくり」

人と人が協働し、手をたずさえ、ともに生きるまちづくりを進め、新市の一 体感を醸成させるとともに、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

- ・市民の日常生活圏の拡大などに対応した広域的で利便性の高い行政サービスの 提供に努めます。
- ・新たなまちづくりの展開にあたって、その主役である市民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進するとともに、一体感のある地域形成を図ります。
- ・これまで守り、培われてきた地域の自然や文化を、新市の財産として、今後も 受け継ぎ、育てていくことが重要であり、人と自然が共生するまちづくりを進 めます。

2. 新市の将来像

新市においては、

発展・活力 「広域交通体系の整備効果や地域資源を生かしたまちづくり」

安全・安心 「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」

協働・共生 「人と人が協働し、人と自然が共生するまちづくり」

の3つの基本理念に沿ってまちづくりを進めます。激動する社会情勢を乗り越え、新市のまちづくりを進めるには、岩井市、猿島町の1市1町の全ての住民が力を合わせ、新市を育てていくことが大切です。

こうしたことから、新市の将来像を、

「人と自然がおりなす 活力・安心・協働に満ちた 坂東市」

とします。

イン 発展・活力 「広域交通体系の整備効果 や地域資源を生かした まちづくり」

「人と自然がおりなす 活力・安心・協働に満ちた 坂東市」

安全・安心

「誰もが心豊かに安心して 暮らせるまちづくり」 協働・共生

「人と人が協働し、人と 自然が共生するまちづ くり」

第2章 新市建設の基本方針

1. 快適な暮らしと安全を支えるまちづくり(都市基盤・安全対策)

- ・首都圏中央連絡自動車道、国道 354 号バイパスなど地域の発展の基盤となる広域交通 網の整備促進を図ります。
- ・これらを踏まえつつ、市街地の連携や自然環境と都市機能が調和した都市づくりを実現する土地利用を推進するとともに、広域交通網へアクセスする道路の整備や鉄道の利便性を生かしつつ、1市1町を結ぶ道路・公共交通ネットワークづくりなどを進めます。
- ・豊かな自然環境の中で、生活道路、上下水道など都市機能が整備された利便性の高い 居住環境の形成を図ります。
- ・自然災害や犯罪などから市民の生命、財産を守り、市民が安全で安心して暮らせるよう防災・防犯対策の充実を図るとともに、安全なみちづくりや交通安全意識の向上など交通安全施策の推進を図ります。

2. 人と自然に優しい環境づくり (環境)

- ・新市は、猿島台地の平地林や農地などのみどり豊かな自然環境を有しています。また、 首都圏近郊緑地保全区域、自然環境保全地域に指定されている利根川や菅生沼などは、 首都圏における貴重な水辺環境となっています。これらの自然環境を新市の財産とし て保全・継承するとともに、これらの豊かな自然に親しみ、交流や学びの空間として 活用する施策を展開していきます。
- ・廃棄物処理や公害対策などの強化・充実を図るとともに、自然エネルギー等の効率的 利用を促進するなど、限られた資源を有効に活用し地球環境に優しい施策に取り組み、 資源循環型のリーディング都市づくりを進めます。

3. 飛躍的に増大する交流・連携を生かしたまちづくり (産業)

- ・新市においては、首都圏中央連絡自動車道の整備により飛躍的に増大する人、物、情報の交流・連携を生かして国際化や全国との連携を図り、地域の活性化や雇用の確保、 賑わいの創出など新市の発展につながるまちづくりを進めます。
- ・農業を基幹産業として発展してきた新市は、日本を代表する生鮮野菜供給基地として、 更に全国的地位の向上を図るため、その集積や広域交通体系の整備効果を活用し、生 産・流通体制の充実等これまで以上の積極的なブランド展開などを図るとともに、こ れら地域農業振興の担い手となる後継者の育成を図ります。
- ・既存の工業の振興を図るとともに、将来的には、広域交通ネットワークの整備を生か して、成田やつくば等との連携のもと、流通・開発・研究系の集積拠点の形成を検 討・促進します。
- ・様々な機能を備えた魅力ある商業の集積など、賑わいと活力のある市街地の活性化を 図ります。
- ・茨城県自然博物館、逆井城跡、豊かな自然、歴史、農業など内外に誇れる地域資源を 生かした交流の増大と観光振興を進めます。

4. 福祉、医療の充実による笑顔のあふれる社会づくり(福祉・健康)

- ・誰もが安心して生きがいのある生活が送れるように、高齢者、障害者、母(父)子家 庭、低所得者等に対する質の高い地域福祉施策を推進します。
- ・少子化や核家族化の進行、女性の社会進出が進むなか、地域全体で子供を育てる児童 福祉、子育て支援の推進を図ります。
- ・誰もが生涯にわたって健やかな生活を送れるよう、予防医療・健康づくり施策の推進 及び医療需要を踏まえた総合的な地域医療・緊急医療体制の充実を図ります。
- ・バリアフリーやユニバーサルデザイン * を取り入れた人に優しいまちづくりを推進します。

※ユニバーサルデザイン: まちづくりや商品開発において、高齢者や障害者をはじめ誰もが分けへだてなく快適に利用できるよう、形や機能を設計の段階から取り入れていくこと。バリアフリー化の考えをさらに進めたもの。

5. 過去、現在、未来をつなぐ文化の継承と未来を築く人づくり(教育・文化)

- ・新市には、平将門、逆井城跡、猿島茶、イベントなど有形・無形の地域を特徴づける 歴史や文化があり、これら地域が培ってきた文化を守り育てるため、イベントや施設 整備を進めながら、地域内外へ発信していきます。
- ・人づくりの基本は教育です。21世紀を迎え、国際化が進展する中で、世界や地域に 貢献し、様々な分野で個性を発揮し活躍できる子ども達の教育の充実や産業振興等に 対応した高等教育の充実を図るとともに、近年の犯罪の低年齢化、不登校、いじめ問題などの課題へ対応した青少年健全育成の充実を図ります。
- ・市民の多様化する学習意欲に対応し、バランスの取れた施設配置や施設のネットワーク化などにより、誰もがいつでもどこでも自由に学ぶことができる生涯学習機会の環境づくりや市民一人ひとりが利用しやすく、楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

6. 心かよう交流社会の形成と住民参加のまちづくり

(住民参加・交流・コミュニティ)

- ・1市1町が合併し、共に歩んでいくため、地域間の交流を進め、イベント等のふれあいや交流機会の充実など、1市1町がこれまで築き上げてきたコミュニティの連携を推進して、新市としての一体感の形成を図ります。
- ・合併による都市規模の拡大に対し、地域のニーズを的確に捉え、情報公開など開かれたまちづくりの推進とともに、市民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進します。また、男女が平等な立場でまちづくりに参加し、いきいきと生活できる男女共同参画のまちづくりを進めます。

7. 新市のまちづくりを支える行財政基盤の確立(行財政)

- ・1市1町の合併により得られる効果を住民サービスの向上や新しいまちづくりに最大限に活用していきます。
- ・管理部門の統合、適正な定員管理、専門的な組織・職員の配置などにより、行政需要の増大に対応した住民サービス部門の充実を図るとともに、合併による効果を確実なものとするため、行政改革の推進に努め、合理的、効率的で市民に信頼される行政運営を行います。
- ・また、合併後のまちづくりを進める基盤として、合併特例債等を有効に活用するとと もに、長期的な財政収支を見越した効率的で健全な財政運営を推進します。
- ・情報化施策に積極的に取り組み、各種行政事務の迅速化や効率化による行政サービス の向上とIT社会に対応した市民生活の利便性の向上を図ります。

第3章 新市の土地利用構想

広大な猿島台地の豊かな自然と肥沃な土地は、この地域で生活するすべての人が守り、育 てていかなければならない貴重な共有財産であり、市民が豊かに安心して暮らせ、生産に従事 することができる有効かつ合理的な土地利用を図ることが大切です。

新市の土地利用構想は、これまで1市1町が進めてきた土地利用構想の理念と各種プロジェクトを踏まえ、新市が目指す「人と自然がおりなす活力・安心・協働に満ちた坂東市」の実現に向けて、豊かで美しい自然環境・田園環境と共生し、1市1町が一体となった生活・生産活動ができるとともに地域・地区の特性を踏まえたバランスのとれた総合的な土地利用を進めます。

1. 土地利用

この地域の豊かな自然環境と生活・生産活動が調和した土地利用を推進するため、保全すべき自然と農地に留意しつつ、新市の自立性を高める都市的土地利用の推進を図ります。

■都市ゾーン

都市ゾーンは、現在の市街化区域の土地利用効率を高めながら、賑わいある中心商業拠点の育成や生活基盤の整った快適な市街地の形成に努めます。

■産業ゾーン

産業ゾーンは、つくばハイテクパークいわいなどの既存工業集積地区とその周辺及び 圏央道 I. C周辺地区とします。このゾーンは、首都圏中央連絡自動車道等の整備効果 を活用しながら、生産・流通系、レクリエーション系等の様々な産業を導入する産業拠 点として位置付け、新市における産業の活性化を推進していきます。

■集落ゾーン・農業環境ゾーン

集落・農業環境ゾーンは、農業集落の生活基盤施設の整備を図り、これまで活発な生産活動が行われている優良な畑作農地の更なる高度化を促進するとともに、遊休農地対策の促進や猿島台地上に点在する良好な樹林地の保全に努めます。

また、農業大学校、農業改良普及センターや関連研究機関等とタイアップした高付加価値型農業の展開や流通加工施設の配置、観光型農業の実践等を促進し、全国的な生鮮野菜供給基地として、新たな展開を目指します。

■水田ゾーン

水田ゾーンは、稲作の生産拠点及び保水・遊水機能や生態系保全といった環境保全機能を有する貴重な緑の空間として保全・活用します。

2. 道路体系

1市1町の中心市街地を核とした日常生活圏域を踏まえ、2つの中心市街地と各農村集落が一体的な生活圏域として活動できるよう道路の体系化を図ります。

■広域幹線道路

広域幹線道路は、交流連携軸として新市発展の基盤となる路線であり、首都圏中央連絡自動車道、国道 354 号バイパスの 2 路線を位置付けます。

■広域準幹線道路

広域準幹線道路は、新市と常総市、つくば市、古河市、結城市、筑西市、野田市などの周辺都市を結ぶ広域的な都市間連携を図る路線であり、国道 354 号、主要地方道結城坂東線、主要地方道つくば野田線、県道岩井関宿野田線、県道坂東菅生線、県道土浦坂東線、県道高崎坂東線、つくば下総広域農道、広域農道ライブラインを位置付けます。

■新市幹線道路

新市幹線道路は、岩井市、猿島町の2つの自治体を連結し、新市としての一体的な機能連携を図る骨格的幹線道路であり、主要地方道結城坂東線、主要地方道結城坂東線バイパス、県道中里坂東線、主要地方道土浦境線等の路線を位置付けます。

■新市準幹線道路

新市準幹線道路は、新市内の都市ゾーン及び主要な集落ゾーンをネットワークし、新市の一体的なコミュニティ形成を促す路線であり、県道岩井野田線、県道土浦坂東線、県道伏木坂東線、県道若境線、県道猿島常総線、都市計画道路辺田本町線等を位置付けます。

■地区幹線道路

地区幹線道路は、新市準幹線道路等と連携し、都市・集落ゾーン内の幹線道路としての役割や各集落ゾーンを結ぶ役割をもつ路線として位置付けます。

3. 水と緑のネットワーク

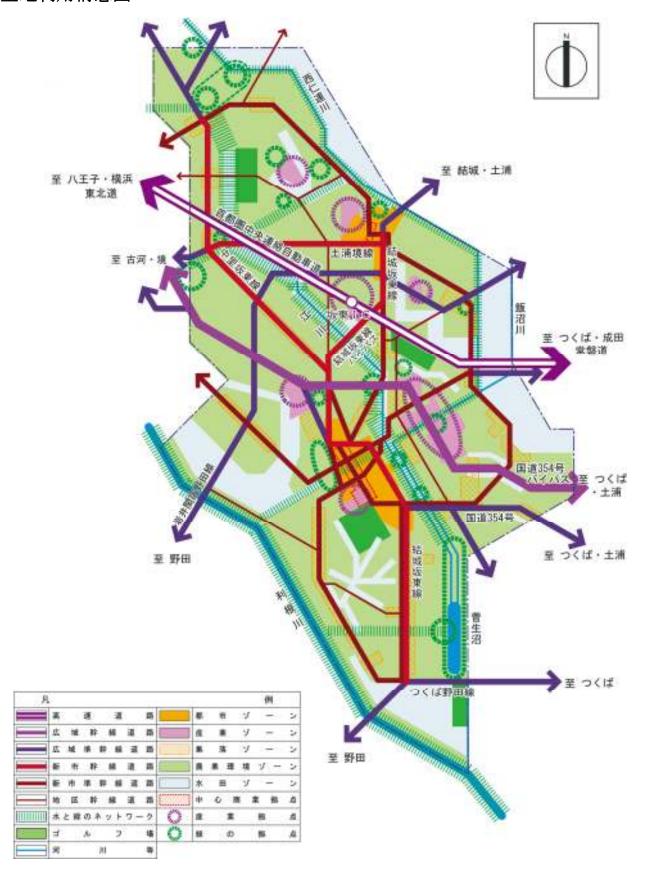
各地域の歴史的資源、寺社仏閣、公園等と連携を促す「水と緑のネットワーク」を構築 し、新市の一体的なコミュニティ形成を促します。

■水と緑のネットワーク

新市の自然的・歴史的資源である茨城県自然博物館、八坂公園、逆井城跡公園、前山公園などを「緑の拠点」と位置付け、これらの拠点を農地・樹林地・河川空間などにより有機的に結び、歩行者・自転車などが快適に安心して移動できる「水と緑のネットワーク」の整備を推進します。

「水と緑のネットワーク」は、市民の憩いの場となる親水空間や樹林地の整備・保全、自然の浄化装置となる水辺生態の保全などにより、新市の緑の骨格を形成します。

土地利用構想図



第4部 基本構想を実現する ための分野別計画

第4部 基本構想を実現するための分野別計画

第1章 施策体系

1. 分野別計画施策体系

1.	快適な暮らしと
	安全を支える
	まちづくり
	(都市基盤・
	安全対策)

- 1)都市生活や経済活動を支える交通体系の確立

 - ① 幹線道路 ② 公共交通
- 2) 計画的な土地利用の推進と都市拠点となる市街地 の連携

 - ① 土地利用 ② 市街地・集落環境
- 3) 快適な生活を支える居住環境づくり
 - ① 生活道路 ② 上下水道
 - ③ 公園・緑地・景観・河川 ④ 住宅

- ⑤ 斎場
- 4) 防犯、防災機能の高いまちづくり
 - ① 消防・救急・防災の充実 ② 防犯の充実
 - ③ 交通安全の充実
- 2. 人と自然に優しい 環境づくり (環境)
- 1)豊かな自然環境(水辺,平地林等)の保全と活用
 - ① 自然環境の保全 ② 自然環境の活用
- 2) 自然及び地球環境に優しい循環型社会の構築

 - ① ごみ処理 ② し尿処理
 - ③ 公害防止
- ④ 地球環境に優しい施策の推進

- 3. 飛躍的に増大する 交流・連携を 生かした まちづくり (産業)
- 1) 生鮮野菜供給基地としての特性と広域交通体系の 整備効果を生かした農業の振興
 - ① 農業の振興 ② 農業基盤整備 集落環境の整備
- 2) 地域の特性を生かした工業、商業、観光の振興

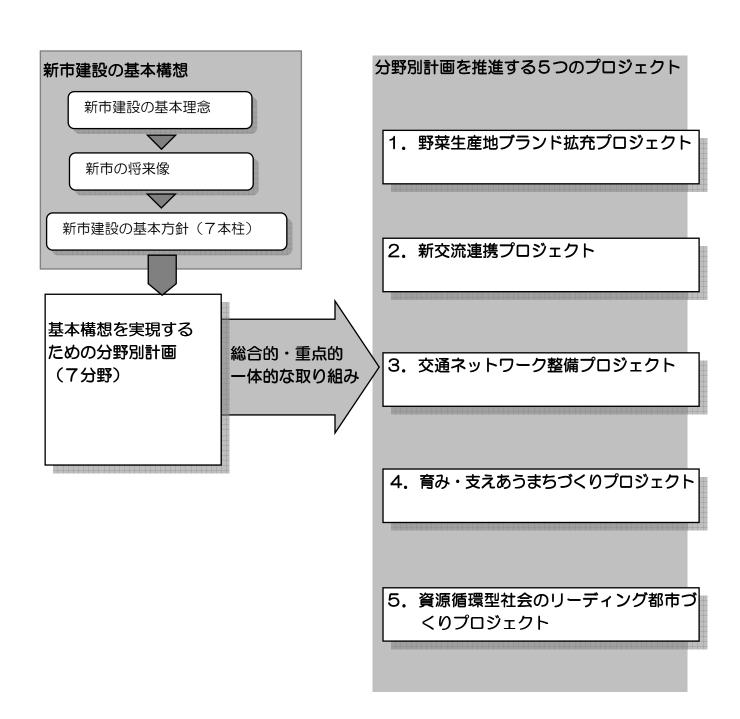
 - ① 工 業 ② 商業・サービス業
 - ③ 観 光

1)誰もが安心して生きがいのある生活を送ることが 4. 福祉、医療の充実 できる地域福祉の推進 による笑顔のあふ ② 高齢者福祉 ① 地域福祉 れる社会づくり ③ 障害者福祉 (福祉・健康) 2) 地域全体で子供を育てる児童福祉、子育て支援の 推進 ① 児童福祉・子育て支援 ② 母子・父子福祉 3) 誰もが健やかな生活を送ることができるための予 防医療と地域サービスの充実 ① 予防医療・健康づくり ② 医 療 ③ 医療福祉 4) 人に優しいまちづくり 1) 歴史の継承と文化・芸術の振興 5. 過去、現在、未来 ① 地域文化の継承と内外への発信 をつなぐ文化の ② 芸術・文化 継承と未来を築く 人づくり 2) 学校教育の充実 (教育・文化) ① 幼稚園教育 ② 義務教育 ④ 青少年健全育成 ③ 高等教育等 3) 生涯学習の推進 ① 生涯学習 ② 国際交流 4) スポーツ・レクリエーション活動の振興 ① スポーツ・レクリエーション活動の充実 ② スポーツ・レクリエーション環境の整備 1) 新市としての意識が持てる交流機会の拡大と 6. 心かよう交流社会 地域コミュニティの連携 の形成と住民参加 ① 交流機会の拡大 のまちづくり ② 地域コミュニティの連携・充実 (住民参加・ 交流・ 2) 市民と行政が一体となった協働のまちづくり コミュニティ) ① 住民参加・情報公開 ② 男女共同参画の推進 ③ 人権尊重のまちづくり 1)市民に信頼される行政運営の推進 7. 新市のまちづくり を支える 行財政基盤の確立 2) 将来を見据えた効率的な財政運営の推進 (行財政) 3)情報化の推進

① 行政の情報化 ② 地域情報化

2. 分野別計画を推進する5つのプロジェクト体系

分野別計画を推進するプロジェクトは、各分野にわたる様々な施策を、相互に連携させ、総合的に推進するとともに、市民と協働した取り組みを進めることにより、大きな効果の発揮並びに一体感の促進を図ろうとするものです。当計画においては、重点的・一体的に展開する5つのプロジェクトを設定しました。



第2章 分野別計画

第1節 快適な暮らしと安全を支えるまちづくり(都市基盤・安全対策)

1. 都市生活や経済活動を支える交通体系の確立

1) 幹線道路

- ○新市発展の基盤となる首都圏中央連絡自動車道や国道 354 号バイパスについて、早期 整備を促進します。
- ○国道、主要地方道、一般県道については、新市内外の連携強化や一体的なコミュニティ形成を図る重要な幹線として整備を促進します。
- ○主要地方道つくば野田線(芽吹大橋の4車線化)について、千葉県との連携のもと引き続き調査・検討(県実施)を進め、交流・連携の強化に努めます。
- ○都市計画道路、幹線市道については、国県道や新市内の各地域を結ぶ幹線道路として 整備を進めます。
- ○老朽化した橋梁については、関係機関と協議しながら、整備・架け替えを進めます。

2) 公共交通

- ○つくばエクスプレスの開通に合わせた周辺駅へのバス路線や既存の東武線等の周辺駅 へのバス路線の確保を図るとともに、アクセスする道路の整備を進めます。
- ○都心への貴重な交通機関である高速バスや通勤・通学の主要な交通機関である既存の 路線バスについても維持と利用促進を図ります。
- ○新市内の各地域を結び、主な公共施設・機関や病院・商業施設などを循環する市民誰 もが利用しやすいコミュニティバスや福祉バスを運行します。
- ○コミュニティバスの運行ルートとなる道路については、拡幅など改良を進めます。
- ○新市と都心を結ぶ鉄道交通を確保するため、地下鉄8号線の野田市までの早期整備及 び東武野田線以北への延伸について、関係自治体・団体と連携した積極的な誘致活動 を展開します。

2. 計画的な土地利用の推進と都市拠点となる市街地の連携

1) 土地利用

- ○「新市の土地利用構想」に基づき、豊かな自然・農地と快適な都市機能が調和した土地 利用を推進するとともに、市街地間ネットワーク化による一体的な都市形成を図りま す。
- ○首都圏中央連絡自動車道 I. C周辺については、その整備効果等を生かした有効な土 地利用について検討を進め、工業団地の整備推進など産業・レクリエーション機能等 の複合的利用を図ります。
- ○総合的な土地利用に資するため、地籍調査事業の推進や総合的な地理情報システムの 構築を図ります。

2) 市街地·集落環境

○それぞれの市街地については、地域の特性を生かしつつ、商店街を中心とした賑わい

のある中心市街地の活性化を図るとともに、道路、公園、下水道等の都市施設が整備 された快適な市街地形成を推進します。

- ○将来人口の受け皿づくり、定住促進を図るため、良好な環境の市街地形成に向けた区 画整理事業等を推進します。
- ○集落地においては、自然環境や農地との調和を基調としながら、集落の活性化を図る ための土地利用施策や生活道路・生活排水処理施設等の整備を進めます。

3. 快適な生活を支える居住環境づくり

1) 生活道路

- ○コミュニティバスの運行ルートの確保のため、通行が困難な道路や、新市内の生活道 路の整備水準の均衡を図るため、早期に整備する必要がある道路整備を重点的に進め ます。
- ○歩行者、自転車が安全に通行できる歩車道を分離した道路の整備を推進します。

2) 上下水道

- ○上水道については、「安全でおいしい水」を安定的に供給するため、引き続き水道施設 の適正な維持管理に努め、老朽施設の整備改善を進めるとともに、未加入世帯の解消 を図ります。
- ○下水道については、快適で清潔な住みよい環境づくりと公共水域の水質保全を図るため、地域特性を踏まえ、農業集落排水事業と合わせ、計画的かつ効率的に、公共下水道事業などの生活排水対策を進めます。また、公共下水道計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及に努めます。
- ○雨水の排水については、都市下水路の整備を含めた浸水被害の防止など雨水対策の強 化を図ります。

3)公園・緑地・景観・河川

- ○公園、緑地、景観については、うるおいある都市環境の形成のため、緑の基本計画を 策定し、公園緑地の整備・保全や緑のネットワーク化を進めます。
- ○利根川、西仁連川、飯沼川等の河川については、安全性と快適性を確保した治水事業 を推進するとともに、市民の憩いの場として有効活用を推進します。

4) 住 宅

- ○公営住宅については、老朽化した公営住宅の建て替えや高齢者に配慮した住宅の整備 を計画的に推進します。
- ○民間の住宅については、リフォームや良質な住宅供給のための制度活用を進めます。

5)斎場

○斎場については、岩井市が市営斎場、猿島町がさしま環境管理事務組合での施設を利用してきましたが、火葬件数の動向を踏まえながら、これらの施設の適正な維持管理 や有効活用に努めます。

4. 防犯、防災機能の高いまちづくり

- 1)消防・救急・防災の充実
 - ○消防施設や装備の充実など消防体制の強化を図るとともに、市民の防火意識の高揚や 消防団組織の充実を図ります。
 - ○新市の全ての市民が迅速な消防・救急活動を受けられるよう、消防車等の進入が困難 な道路については重点的に整備を進めます。
 - ○救急救命士・高規格救急車の確保やドクターカーの活用など、初期医療(搬送途上の 医療)に対応した、救急救助・医療体制の充実を図ります。
 - ○防災計画等に基づき、防災設備や防災活動拠点の確保などの防災体制の強化を図ると ともに、避難路や避難所の確保など災害に強いまちづくりを進めます。

2) 防犯の充実

- ○防犯灯等の整備に努めるほか、犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。
- ○警察施設の整備や空き交番解消のための警察官の増員等、治安機能の充実を関係機関に要請するとともに、警察・防犯団体・地域が連携した日頃からの防犯対策の推進、防犯意識の啓発を図ります。
- ○安全な教育環境を確保するため、学校や幼稚園の警備体制の充実や安全な通学路、通 学環境の整備に努めます。

3) 交通安全の充実

- ○主要道路や通学路における歩道整備や危険箇所の交差点改良を進めるとともに、ガードレール・カーブミラー、道路灯など交通安全施設の整備を進めます。
- ○子どもからお年寄りまでの交通安全教育・啓発の徹底を図ります。

■主な事業

項目	事業
都市生活や経済活動を支える交通体系の確立	・幹線市道の整備・都市計画道路の整備・橋梁整備・架け替え事業・コミュニティバス運行事業・バス路線充実・維持事業・地下鉄 8 号線誘致促進事業
計画的な土地利用の推進と都市拠点となる市街地の連携	・国土利用計画の策定 ・首都圏中央連絡自動車道 I. C周辺土地利用調査事業 ・都市計画マスタープランの策定 ・地籍調査事業の推進 ・都市計画図作成 ・土地区画整理事業の推進

快適な生活を支える居住環	・生活道路の整備
境づくり	・上水道事業
	・公共下水道事業
	・農業集落排水事業
	· 合併処理浄化槽設置事業
	・都市下水路の整備
	・緑の基本計画の策定
	・前山公園整備事業
	・公営住宅建設事業
	・住宅リフォーム補助事業
防犯、防災機能の高いまち	・消防車両等整備・更新事業
づくり	・消防水利の整備(消火栓・貯水槽等)
	・消防分団施設の整備(分団車庫等)
	・同報系防災無線等の整備
	・防犯灯設置事業
	・学校・幼稚園安全警備事業
	・交通安全施設整備事業

■国・県事業

項目	事業
項 目 都市生活や経済活動を 支える交通体系の確 立	事 業 ・首都圏中央連絡自動車道の整備 ・国道354号の整備 ・主要地方道結城坂東線の整備 ・主要地方道土浦境線の整備 ・県道中里坂東線の整備 ・県道侯島常総線の整備 ・県道伏木坂東線の整備 ・県道犬木坂東線の整備 ・県道土浦坂東線の整備
快適な生活を支える居 住環境づくり	・都市計画道路辺田本町線の整備・利根左岸さしま流域下水道の整備

第2節 人と自然に優しい環境づくり (環境)

1. 豊かな自然環境(水辺、平地林等)の保全と活用

- 1) 自然環境の保全
 - ○市民、事業者、行政が一体となり、新市の貴重な財産である河川、平地林・里山、農地などの優れた自然環境を保全し、次世代に継承する取り組みを積極的に進めます。
 - ○市民の生活の中に定着する環境保護や環境美化運動の支援を図ります。
 - ○地域環境の保全に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本条例の制定や 環境基本計画を策定します。

2) 自然環境の活用

- ○利根川、菅生沼、西仁連川の水辺環境や、その周辺の谷津田・休耕田などの自然環境 を活用した水生公園、親水公園等の整備を図ります。
- ○茨城県自然博物館や水生公園等をはじめとする新市固有の自然的資源を交流や学びの 空間として積極的な活用を図ります。
- ○利根川や西仁連川等の自然環境を生かしたサイクリングロードの整備充実を図ります。

2. 自然及び地球環境に優しい循環型社会の構築

- 1) ごみ処理
 - ○さしま環境管理事務組合での処理施設建設の推進等、処理体制の充実を図るとともに、 住民と行政の協働の下で、ごみ減量化促進やリサイクル等を推進します。
 - ○不法投棄や野焼き等の防止を図るため、不法投棄監視員によるパトロールの強化など、 市民、企業、行政、警察などが連携し、廃棄物の適正処理・散乱防止に努めます。

2) し尿処理

〇岩井市は常総衛生組合、猿島町はさしま環境管理事務組合による共同処理を行ってきましたが、引き続きこれらの処理施設を活用しながら、し尿の適正な処理を進めます。

3) 公害防止

○公害のない安心で快適な市民生活を確保するため、工場・事業所等の安全思想の普及 や指導を強化するとともに、関係法令等の適切な運用により、公害の未然防止に努め ます。

4) 地球環境に優しい施策の推進

- ○地球環境に優しい循環型社会を形成するため、計画的に環境に配慮した公共工事の施工や環境物品の調達などを進めるとともに、市民、事業者、行政が一体となって、環境に配慮したライフスタイルの定着や資源循環を基調とした経済活動の推進を図ります。
- ○有機性資源の循環利用を目的とした堆肥化センターの整備を図るとともに、太陽光発 電など新エネルギーシステムの公共施設等への導入推進や、民間施設への設置支援を 行います。

■主な事業

項目	事業
豊かな自然環境(水辺、平 地林等)の保全と活用	・平地林保全整備事業・環境基本条例の制定と環境基本計画の策定・環境美化運動の推進・親水公園、水生公園等の整備
自然及び地球環境に優しい 循環型社会の構築	・さしま環境管理事務組合でのごみ処理施設の整備促進 ・ごみ処理基本計画の策定 ・ごみ減量化・リサイクル推進事業 ・公共施設での新エネルギー施設導入及び民間への設置支援 ・生ごみ処理容器(堆肥化)補助事業 ・低公害車の導入

■国・県事業

項目	事業
豊かな自然環境(水辺、平	・飯沼川ふるさとの川整備事業
地林等) の保全と活用	

第3節 飛躍的に増大する交流・連携を生かしたまちづくり (産業)

1. 生鮮野菜供給基地としての特性と広域交通体系の整備効果を生かした農業の振興

1)農業の振興

- ○全国有数の生鮮野菜供給基地としての特性と大消費地東京に近いという立地条件を生かし、新市が一体となって、流通体制の強化と銘柄野菜としてのブランド力の強化を 図ります。
- ○全国屈指の生鮮野菜供給基地としての地位を確固たるものとするため、産・学・官や 消費者が連携した「<仮称>地域農業戦略会議」を設置し、新たな生産・流通活動に 向けた戦略的・計画的な取り組みを進めます。
- ○施設園芸等の高付加価値農業、さしま茶等の質の高い農業や安心・安全な農業の推進 を図るとともに、認定農業者や後継者の担い手育成に努めます。
- ○地域の産品を地域がよく知り、消費していくため、地産地消(地場生産地場消費)を 積極的に推進するとともに、農業を通じた体験と交流を促進するため、農産物直売 所・農業公園等が一体となった農業振興交流施設をはじめ、市民農園などのグリーン ツーリズムの導入を推進します。

2) 農業基盤整備・集落環境の整備

- ○生産基盤の強化のため、霞ヶ浦用水事業や畑地帯総合整備事業等の土地改良事業による基盤整備事業を推進するとともに、遊休農地対策の促進、農地の流動化、農作業の受委託等による土地利用型農業の促進を図ります。
- ○農産物の効率的な輸送のための広域農道等の整備を推進するとともに、道路・生活排 水処理施設など居住環境の整備や、農業集落のコミュニティ拠点となる集落センター 等の整備を推進します。

2. 地域の特性を生かした工業、商業、観光の振興

1) 工業

- ○首都圏中央連絡自動車道 I. C周辺について、需要と土地利用のバランスを踏まえつつ、産業の立地等について検討し、具体化を図るとともに、既存工業団地への企業誘致を推進します。
- ○既存企業、特に中小企業に対する支援策として、振興融資制度の活用などにより経営 近代化や経営改善を促進し、工業生産環境の改善を進めます。
- ○新産業の創出として、近年の規制緩和に基づき、意欲ある起業家の支援を進めるとと もに、企業間交流、異業種交流、産・学・官連携を促進し、新たな展開の支援を図り ます。

2) 商業・サービス業

- ○中心市街地を構成する主要な分野として、各地域の特性を生かしながら、市街地の整備と合わせて、消費者の利便性や魅力と賑わいのある商業環境の整備を進めます。
- ○情報通信技術 (IT) の活用や消費者の多様化したニーズへの対応など、商店街活性 化に向けたソフト事業等の充実を図るとともに、その担い手となる、チャレンジ精神 を持った人材・団体等の支援を進めます。

○IT社会の進展など商品やサービスの取引形態が多様化、複雑化するなか、消費者トラブルに巻き込まれないよう啓発活動や情報提供を推進するとともに、苦情相談のための機能の充実を図ります。

3)観光

- ○首都圏中央連絡自動車道など広域交通体系の整備効果を踏まえつつ、新市の豊かな自然や茨城県自然博物館、国王神社など平将門関連史跡、逆井城跡等の歴史・文化、公共施設等の観光資源をネットワーク化し、交流拡大や観光振興に積極的に活用します。
- 〇これまで開催してきた将門まつり、ふる里さしま古城まつりなどのイベント・まつりを更に充実させるとともに、一体的にPRすることにより、一層の交流拡大を図ります。

■主な事業

■土仏尹来	
項目	事 業
生鮮野菜供給基地としての	・銘柄産地指定(ブランド化)の推進
特性と広域交通体系の整備	・<仮称>地域農業戦略会議の設置
効果を生かした農業の振興	・いばらき元気アップ計画の推進
	・認定農業者・後継者の育成・支援
	・水田農業構造改革対策の推進
	・農業振興地域整備計画の策定
	・アグリパークの整備
	・ふれあいの森整備事業
	・畜産業の振興
	・農道の整備
	・集落センターの整備
地域の特性を生かした工	・首都圏中央連絡自動車道 I . C周辺土地利用調査事業
業、商業、観光の振興	<再揭>
	・工業団地への企業誘致促進
	・中小企業育成・支援事業
	・起業家支援、ベンチャー企業育成の推進
	・中心市街地活性化事業の推進
	・原口・土手向地区シンボルモニュメント設置事業
	・中心市街地活性化及び再生方策調査事業(TMO育成支援
	事業含む)
	・商業活性化イベント助成事業
	・消費者相談窓口の設置(消費生活センターの設置検討など)
	・観光資源のネットワーク化(観光マップの作成など)
	・<仮称>将門館の整備
	・まつり、イベントの実施
	・地域特産品のPR
	_

■国・県事業

項目	事業
生鮮野菜供給基地としての	・県営畑地帯総合整備事業(借宿・生子地区)
特性と広域交通体系の整備	・県営畑地帯総合整備事業(寺久・三地区)
効果を生かした農業の振興	・県営畑地帯総合整備事業(逆井地区)
	・県営畑地帯総合整備事業(西生子地区)
	・県営ほ場整備事業(七郷・中川地区)
	・県営基幹水利施設補修事業(鵠戸沼地区)
	・県営地盤沈下対策事業(飯沼地区)
	・県営地盤沈下対策事業(南総上流地区)
	・県営地盤沈下対策事業(立川地区)
	・田園空間整備事業(利根下総地区)
	・広域営農団地農道整備事業(つくば下総地区)
地域の特性を生かした工	・都市計画道路辺田本町線の整備<再掲>
業、商業、観光の振興	

第4節 福祉、医療の充実による笑顔のあふれる社会づくり(福祉・健康)

1. 誰もが安心して生きがいのある生活を送ることができる地域福祉の推進

1) 地域福祉

- ○地域福祉活動の中心的担い手である社会福祉協議会の活動の支援強化に努めます。
- ○市民の福祉ニーズに対応した医療、福祉、保健が連携した福祉体制の整備や人材の確保、福祉関連組織、ボランティア団体等の育成、地域福祉施設の整備を推進します。
- ○合併に伴う行政区域の広域化に対応し、高齢者や障害者が安全かつ快適に福祉施設等 を利用できるよう、現行の福祉バスのルートの再構築と合わせたコミュニティバスの 運行を進めます。

2) 高齢者福祉

- ○高齢者福祉施設の整備など介護サービス提供体制の整備やサービス内容の充実を図る とともに、介護保険制度の円滑な運営に努めます。
- ○高齢者が要介護にならず自立した生活ができるよう、介護予防や生活支援などのサービス提供拠点の整備や内容の充実を図ります。
- ○高齢者がいつまでも健康で生きがいのある生活が送れるよう、シルバー人材センター、 老人クラブへの支援を行うとともに、生涯学習の振興やスポーツを通した生きがい対 策の充実を図ります。

3) 隨害者福祉

- ○障害者の社会参加を促進するため、障害者の就労支援と在宅サービスの充実を図ります。
- ○障害者支援費制度に基づくサービスの充実や利用促進を図ります。
- ○障害者福祉施設や相談体制の充実を図るとともに、障害者福祉団体の支援などを進めます。

2. 地域全体で子供を育てる児童福祉、子育て支援の推進

- 1) 児童福祉・子育て支援
 - ○「次世代育成支援対策行動計画」に基づき、計画的かつ総合的な子育て支援施策を推 進します。
 - ○保育所の保育内容や保育施設の充実を図ります。
 - ○子育て支援の拠点整備や地域における子育て支援ネットワークづくりを進め、共働き 家族世帯の就労支援として、学童保育や子育てサポーター制度の充実を図ります。

2) 母子・父子福祉

○社会的・経済的に弱い立場にある母子家庭・父子家庭や父母のいない児童などが安心 して生活できるよう、生活や子育てに対する不安を解消するための相談・指導体制の 充実に努めるとともに、生活安定と自立促進に向けた支援を行います。 ○父子家庭に対する支援の適用範囲の拡大に努めながら、これら制度の利用促進を図ります。

3. 誰もが健やかな生活を送ることができるための予防医療と地域サービスの充実

- 1)予防医療・健康づくり
 - ○各種検診や健康診査・診断の拡充を図るとともに、各種健康相談・健康指導や生活改善指導等を進めます。
 - ○健康づくりに係る施策を計画的に推進するため、健康日本21市町村計画を策定します。
 - ○機能訓練等、介護予防・機能回復事業の充実やスポーツを通した健康づくり事業を推進します。

2) 医療

○医療ニーズの多様化・高度化に対応した総合的な地域医療提供体制の確立のため、医療機関相互の機能分担・連携強化や小児医療体制の整備を推進するとともに、救急医療体制の充実を図ります。

3) 医療福祉

- ○国民健康保険事業の安定的運営に努めるとともに、医療福祉費支給制度の拡充を図り、 少子化対策を強化します。
- ○高齢者が安心して充実した生活を送ることができるよう、健康増進運動の推進により、 老人保健医療費の抑制に努めながら、総合的老人保健対策を推進します。

4. 人に優しいまちづくり

○障害者や高齢者にかかわらず、あらゆる人が共に住み、共に生活できるような社会づくりという考え方に基づき、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた道路・公共施設等の整備を進めます。

※ユニバーサルデザイン: まちづくりや商品開発において、高齢者や障害者をはじめ誰もが分けへだてなく快適に利用できるよう、形や機能を設計の段階から取り入れていくこと。バリアフリー化の考えをさらに進めたもの。

■主な事業

■王な事業	
項目	事業
誰もが安心して生きがいの ある生活を送ることができ る地域福祉の推進	・地域福祉計画の策定 ・社会福祉協議会の支援 ・地域ケアシステムの推進 ・コミュニティバス・福祉バスの運行 ・在宅介護支援センターの支援 ・デイサービス事業の充実 ・介護保険制度の利用者負担助成 ・介護予防拠点整備事業 ・障害者支援費制度の推進 ・障害者基本計画の策定
地域全体で子供を育てる児童福祉、子育て支援の推進	・次世代育成支援対策行動計画の策定 ・子育て支援拠点の整備充実 ・学童保育の充実 ・地域子育て支援センターの充実 ・子育てサポーター制度の充実 ・子育て出産奨励金支給事業 ・福祉マップ(ガイドブック)の作成
誰もが健やかな生活を送る ことができるための予防医 療と地域サービスの充実	・健康診査・診断の推進 ・「健康日本21」市町村計画の策定 ・健康づくり推進事業の実施 ・ヘルスロードの整備 ・小児医療体制の整備 ・医療福祉費支給制度の充実(5歳児未満) ・母子保健事業の推進
人に優しいまちづくり	・人に優しいまちづくり基本構想(計画)の策定(公共施設・ 道路整備、福祉施設等の利用者経路の整備) ・バリアフリーマップの作成 ・ノンステップバスの運行(コミュニティバスの運行車両) <再掲>

第5節 過去、現在、未来をつなぐ文化の継承と未来を築く人づくり(教育・文化)

1. 歴史の継承と文化と芸術の振興

- 1) 地域文化の継承・内外への発信
 - ○さしま郷土館ミューズ、逆井城跡公園等の充実や利用促進を図るとともに、平将門に 関する歴史・伝承・文化を内外に広く発信するための文化施設を整備します。
 - ○有形・無形の文化財をはじめ、伝統ある行事・祭事、遊び・工芸・伝承など身近な生 活文化、地域文化を積極的に保護するとともに、広く内外に紹介・発信していきます。

2) 芸術·文化

- 〇岩井市総合文化ホール (ベルフォーレ)、さしま郷土館ミューズなど、新市が誇る優れた文化施設の連携を図り、一体的なイベントの開催を推進します。
- ○市民の文化活動を積極的に支援するとともに、市民が気軽に文化にふれあうことができる機会の提供や文化施設の充実を図ります。

2. 学校教育の充実

- 1)幼稚園教育
 - ○保育所等との連携及び幼保一元化の施策を推進するとともに、幼稚園の統廃合や施設、 教育内容・家庭教育の充実を図ります。

2) 義務教育

- ○豊かなこころと個性・創造性を育む教育の推進のため、教育内容や教育設備の充実を 図り特色ある教育を展開します。
- ○小学校と中学校の一貫性を図るため、継続性のある教育環境の整備に努めます。
- ○安全で充実した教育環境施設の整備・活用を図るため、老朽校舎の改修や耐震化を進めるとともに、余裕教室の有効活用、学校区の見直しとそれに伴う学校施設の整備を図ります。
- ○児童生徒が、安心して学べる環境づくりのため、相談体制の充実や適応指導教室事業 を推進するとともに、いじめ・不登校等に対応した教育・相談体制の充実を図ります。
- ○校内や登下校時の防犯対策及び安全対策を強化します。
- ○教育を受ける権利の保証、教育水準の維持向上のため、少人数学級の導入や教職員の 資質の向上、障害児教育の充実に努めます。

3) 高等教育等

- ○高校教育の充実や大学・専門学校等高等教育機関の誘致を推進します。
- ○生涯学習の促進と一体となった学習機会の拡大を図るため、官民協力のもと、幅広く 参加しやすいオープンカレッジ等の開設や市民大学等の開催を推進します。

4) 青少年健全育成

○地域全体で青少年を保護、育成していくため、青少年健全育成運動を推進するととも

に、青少年の知識や見聞を広げるため、人とふれあう機会の創出、社会性を身につけるための交流を促進します。

3. 生涯学習の推進

- 1) 生涯学習
 - ○中央公民館などそれぞれの地域に整備されている生涯学習施設の連携や有効活用、講 座等の充実を図ります。
 - ○ホームページなどの活用を含めた生涯学習情報の提供や各種講座・団体活動の支援を 推進します。
 - ○図書館については、特色ある蔵書や講座の開催等、機能分担を図りながら、既存施設 の機能充実を進めるとともに、利便性の高い書籍検索システムの構築などネットワー ク化を図ります。

2) 国際交流

- ○国際化に対応できる人材育成や市民の国際感覚の醸成を図るため、姉妹都市との交流 事業の積極的な展開や、中学生海外派遣事業及び小学校における英語教育などを実施 します。
- ○地域の外国人居住者との相互理解のため、言語や文化など交流機会の拡大を図ります。

4. スポーツ・レクリエーション活動の振興

- 1) スポーツ・レクリエーション活動の充実
 - ○気軽にスポーツに親しめる機会の拡大のため、スポーツイベントの充実や関係団体の 育成・支援をはじめ、誰もが気軽に無理なく楽しめるニュースポーッなどの振興、スポーツ少年団による交流促進などを進めます。
 - ※ニュースポーツ:柔軟性のある競技規則と適度な運動量を備えて、特別なトレーニングをしなくても、老若男女の ハンディが少なく、簡易な用具でプレイを楽しめるスポーツ。グランドゴルフ、バウンドテニス、 ゲートボール、ソフトバレーなど
- 2) スポーツ・レクリエーション環境の整備
 - ○野球場や体育館、テニスコート、運動場などの既存施設の連携や充実を図るとともに、 スポーツ・レクリエーション需要に応じた施設整備を進めます。
 - ○施設利用予約システムのネットワーク化を図ります。

■主な事業

■土仏争業	All.
項目	事業
歴史の継承と文化・芸術の振興	 ・さしま郷土館ミューズ 逆井城跡公園の充実・利用促進 ・く仮称>将門館の整備<再掲> ・将門公開講座の実施 ・芸術文化振興事業 ・総合文化ホール改修事業
学校教育の充実	・幼稚園施設整備事業 ・総合的な学習の時間推進事業(環境学習・英語会話活動・ 福祉体験等) ・情報(コンピュータ)教育の充実(校内LANの整備・ コンピュータ導入事業) ・地域の特色を生かした教材の作成(社会科副読本作成) ・各種教育相談事業 ・適応指導教室事業 ・小・中学校施設の耐震化及び改修事業 ・小・中学校施設整備事業 ・学校内及び登下校時の防犯対策の充実 ・大学、専門学校等教育機関の誘致 ・青少年センターの設置
生涯学習の推進	・公民館活動の支援と施設・設備の充実 ・図書館施設の整備充実 ・図書館の書籍検索システムの充実とネットワーク化 ・国際交流事業(姉妹都市交流事業・交換学生の派遣事業・ 小学校における国際化教育)
スポーツ・レクリエーション活動の振興	・各種スポーツイベントの開催・スポーツ・レクリエーション施設の整備(体育館整備事業等)・スポーツ施設予約システムのネットワーク活用

第6節 心かよう交流社会の形成と住民参加のまちづくり (住民参加・交流・コミュニティ)

1. 新市としての意識が持てる交流機会の拡大と地域コミュニティの連携

- 1) 交流機会の拡大
 - ○新市の一体感の醸成に資するため、各種イベント等を積極的に開催します。
- 2) 地域コミュニティの連携・充実
 - ○自治組織等の連携・統一やボランティア組織・NPO組織の連携支援に努めるととも に、地域活動の拠点となるコミュニティ施設の充実を図ります。
 - ○市外局番が分かれていることから、行政区域と市外局番を一致させ、利便性の向上を図ります。
 - ○新たな市章(シンボルマーク)の作成や花・木・鳥の選定、市民や来訪者にわかりやすくオリジナル性のあるサイン(標示・標識)の整備を行い、新市の一体的なイメージ形成を図ります。

2. 市民と行政が一体となった協働のまちづくり

- 1)住民参加·情報公開
 - ○パブリック・コメント制度の導入など、様々な形での広報・広聴機能の一層の充実を 図るとともに、情報公開制度に基づく行政情報の開示の推進、広報紙やホームページ の充実を図ります。
- 2) 男女共同参画の推進
 - ○地域・家庭・学校教育・企業等への男女共同参画の啓発を一層進めるとともに、専門 の窓口設置や相談・支援体制の充実を図ります。
 - ○女性の社会進出を側面から支援するため、保育所の整備・充実や、行政や審議会等への女性の積極的な登用を推進します。
- 3) 人権尊重のまちづくり
 - ○性別や年齢、障害の有無、国籍、同和問題など、人権に関する啓発活動や教育を推進 し、全ての市民がともに尊重し合い、ともにつくるまちづくりを進めます。

■主な事業

項目	事 業
新市としての意識が持てる 交流機会の拡大と地域コミ ュニティの連携	 ・新市が一体となって行うイベント(文化、スポーツ等)の開催 ・電話番号市外局番の統一 ・新市CI(イメージ)形成事業 ・新市サイン計画策定・整備 ・コミュニティセンターの整備
市民と行政が一体となった協働のまちづくり	・パブリック・コメント制度の創設 ・情報公開の推進 ・新市広報紙の発行・充実 ・新市男女共同参画基本計画の策定 ・女性センター(男女共同参画窓口)の設置・充実 ・人権教育・啓発活動の推進

第7節 新市のまちづくりを支える行財政基盤の確立(行財政)

1. 市民に信頼される行政運営の推進

- ○合併を契機として一層の行政改革に努め、職員の給与及び職員数の適正化、事務事業の見直し(事務事業評価制度等)、民間委託や民間資金の活用(PFI)等に取り組み、得られた効果を専門職の配置や組織の再編に生かすとともに、市民のニーズに的確かつ柔軟に応えられる行政運営の充実強化を図ります。
- ○利便性の高い窓口サービスの充実など、地域格差のない行政サービスの提供を行います。

2. 将来を見据えた効率的な財政運営の推進

- ○合併に伴う効果を生かしつつ、長期的な展望に立った財政運営に努めるとともに、事業の優先度や費用対効果を考慮した財政投資を行います。
- ○合併により得られた効果や合併に伴う財政支援制度については、市民の一体感の形成 や行政サービス向上に資する事業など新市のまちづくりへ計画的に活用していきます。

3. 情報化の推進

- 1) 行政の情報化
 - ○効率的な行政運営や窓口サービスなど住民サービスの利便性の向上を図るため、各庁 舎や公共施設等のネットワーク化や各種申請・届出等の電子化などを進め、電子自治 体の実現を図ります。

2) 地域情報化

○ I T社会の進展に対応した利便性の高い社会づくりを進めるため、地域格差のない高速大容量通信網の利用環境の整備促進に努めます。

■主な事業

項目	事業
市民に信頼される行政運営の推進	・行政改革の推進(行政改革大綱策定、懇談会設置等) ・職員の給与の適正化 ・定員適正化計画の策定 ・新市基本構想(総合計画)の策定 ・窓口センターの設置
将来を見据えた効率的な財政運営の推進	・バランスシートの導入 ・事業別予算による適正な執行 ・公共工事コスト縮減 ・補助金等の見直し(第3者機関等の活用など)
情報化の推進	・OA(情報)システムの統一 ・セキュリティ、情報管理の徹底 ・インターネットによる各種申請、行政手続等の推進 ・情報キオスク端末の設置

第3章 分野別計画を推進する5つのプロジェクト

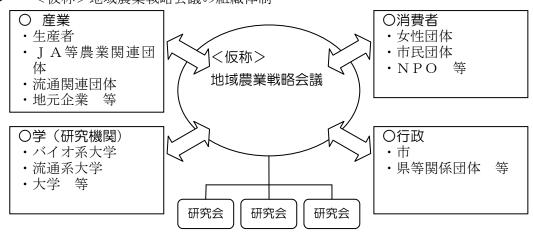
1. 野菜生産地ブランド拡充プロジェクト

これまで1市1町は、大消費地東京に近接した立地条件を生かし、生鮮野菜の供給基地として発展してきました。1市1町の合併に伴い、更なる農業の育成・振興を図り、全国一の生鮮野菜供給基地としての地位確立を図ります。

- ■産学官と消費者が連携した<仮称>地域農業戦略会議の設置、戦略的・計画 的な取り組みの推進
 - > <仮称>地域農業戦略会議の設置目的

新市の基幹産業である農業を中心とした産・学・官と消費者が集結し、農業資源を題材とした調査・研究・商品開発等を行い、農業の高度化・差別化による農業振興・発展と活性化を目的とする。

▶ 〈仮称〉地域農業戦略会議の組織体制



- ▶ <仮称>地域農業戦略会議の検討内容(案)
 - ○新ブランド開発プロジェクト:新たな農産物の開発・食品加工等の商品開発
 - ○新流通・販売戦略開発プロジェクト:流通・販売体制の刷新・ブランド力の強化
 - ○循環型農業プロジェクト:有機栽培・商品開発
 - ○農業応援団育成プロジェクト:農業体験学習・農作業支援・後継者育成等
 - ○交流拡大プロジェクト:アグリパークの整備検討

2. 新交流連携プロジェクト

自立した都市づくりを目指して、首都圏中央連絡自動車道 I. Cの開設の整備効果を地域の発展に積極的かつ効果的に生かし、地域性を踏まえた商業・工業・観光等の産業活性化を図ります。

■首都圏中央連絡自動車道周辺の土地利用方策の検討

- ▶ 考え方の整理
 - ○土地利用・産業立地に係る調査産業施策の検討(税制・インフラ等)など
 - ○調査主体は新市であるが、県や学識経験者、産業関連のアドバイザーなどによる研究 会を発足

■中心市街地活性化

- ▶ 基本的な考え方
 - ○地域の特性を生かした市街地の整備・活性化を推進しながら、1市1町の商店街組織 の連携を図り、一体的な振興を図る。

■新たなイベント・交流

- ▶ イベント・観光施策
 - ○これまで開催してきたイベント・まつりを再編し、一体的にPRすることによる一層の交流拡大
 - ○新たな交流拠点の整備
 - ・ < 仮称 > 将門館、アグリパーク整備ほか
 - ○旅行代理店、バス会社等との提携による観光客の誘致
- ▶ 水と緑のネットワークを生かした交流
 - ○茨城県自然博物館、将門関連史跡、八坂公園、逆井城跡公園、前山公園などの「緑の拠点」のネットワーク化による交流拡大
 - ・公園のネットワーク (統一的なPR)

岩井市:飯沼川ふるさとの川整備事業

水牛公園整備事業

猿島町: しど谷津公園

前山公園

ふれあいの森公園

・自然環境を生かしたサイクリングロード、ヘルスロード等の整備

3. 交通ネットワーク整備プロジェクト

首都圏中央連絡自動車道、国道 354 号バイパスなど地域の発展の基盤となる広域交通網の整備促進を図るとともに、1市1町を結ぶ道路ネットワークや公共交通システムの整備などを進めます。

■公共交通システムの整備

▶ コミュニティバスの運行

幹線として1市1町の中心部をそれぞれ結ぶ路線と、枝線として周辺地域を巡回する路線を設定。始点・終点はそれぞれの市町の市街地内とする。

- ○各庁舎、公共施設間の連携・強化
- ○市民生活の利便性
 - ・ユニバーサルデザインに配慮した車両導入 (ノンステップバス)
 - ・福祉・医療施設等への交通手段
 - ・通学・通勤・買い物等
- ○他の交通機関との連携
 - 鉄道駅へのアクセス(つくばエクスプレス、東武線、東北線など)
 - ・高速バスとの連携
- ○観光・交流
 - ・1市1町の観光スポット・公共施設等を回す。
 - 市街地内への発着所整備

■ネットワーク道路整備

- ▶ 交流・連携の軸となる道路整備
 - ○広域幹線道路
 - ・新市と全国を結び、交流連携軸となる首都圏中央連絡自動車道、国道 354 号バイパスの整備促進
 - ○広域準幹線道路
 - ・新市と周辺市町村を結び広域的な都市間連携を図る役割をもつ路線の整備促進
- ▶ 1市1町を結ぶネットワーク道路
 - ○新市幹線道路
 - ・新市としての一体的な機能連携を図る骨格的幹線道路(主要地方道結城坂東線 バイパス、主要地方道土浦境線、県道中里坂東線等)の整備促進
 - ○新市準幹線道路
 - ・新市内の都市ゾーン、集落ゾーンをネットワークし、新市の一体的なコミュニ ティ形成を促す幹線道路(国県道)の整備促進
 - ○地区幹線道路
 - ・新市準幹線道路と連携し、都市・集落ゾーン内の幹線道路としての役割や各集落 ゾーンを結ぶ役割をもつ生活系の道路整備促進(県道、幹線市道等)
 - ・コミュニティバス運行と併せた地区内幹線道路整備推進

4. 育み・支えあうまちづくりプロジェクト

少子高齢化が急速に進むなか、若い世代が安心して子育てができる施策の展開や高齢者・障害者福祉の充実など、地域全体で支えあう福祉施策の充実を図るとともに、新市の未来を拓く子供たちの教育の充実を図ります。

■子育て支援システムの構築

新市の次世代育成支援対策行動計画に基づき、総合的かつ計画的な子育て支援を推進する。

<子育て支援計画内容(案)>

- ▶ ニーズに応じた多様な保育サービスの拡充
 - ○低年齢時保育の拡充
 - ○児童館の機能強化:閉館時間の延長、子供たちへの自由な遊び場の提供
 - ○学童保育の充実
 - ○一時保育制度の整備・充実:民間施設・ボランティアとの連携
 - ○子育てサポーター制度の拡充:在宅福祉サービスセンターの育成支援、会員組織 化
 - ○障害児保育の拡充
- ▶ 子育てに関わる情報提供の充実
 - ○広報紙やインターネットを活用した情報提供の強化
 - ○地域子育て支援センターでの相談業務・体制等の強化
 - ○子育て意識の醸成:各種子育て教室等の開催
 - ○育児ボランティア、サークル等の育成
- ▶ 子育て支援拠点の整備、拡充
 - ○老朽化している保育所施設・設備の改善
 - ○民間活力を生かした保育施設の整備
 - ○学童保育所の整備
 - ○地域子育て支援センターの整備
- ■小児医療体制の充実
 - ▶ 行政と医師会が協力した小児医療体制の充実
- ■誰もが明るく元気に暮らせる地域福祉施策の充実
 - ▶ 保健・福祉・医療が一体となった高齢者福祉の充実
 - 障害者福祉の充実
 - 人に優しいまちづくりの推進
 - ○ノンステップバスの導入(コミュニティバス)
 - ○安心・安全なみちづくり
 - ▶ 健康づくり事業の推進
 - ○ヘルスロードの整備

■幼児児童教育の充実

幼保小連携、幼保一元化施策の推進検討

【1市1町の現状】

○公立幼稚園

1 市1町とも5歳児を対象 (1年保育) ⇒幼稚園・保育所の一本化 3歳~5歳児の就園

【幼保連携として】

- ○園児、保育所児の交流
- ○教員、保育士の合同研修等

【小学校を含めた幼保小連携】

- ○幼保小連携カリキュラムの研究推進
- ○相互理解の推進
- ○幼保小連携機関の設置推進
- ○教員・保育士合同研修の推進

■特色ある教育プログラムの充実

- ▶ 環境教育
 - ○自然博物館等(公共施設)との連携による環境学習
 - ① 見学体験学習(1年生~6年生)
 - ② 飯沼川周辺環境学習プログラム開発事業への参加 等 (動植物調べや水質検査)
- ▶ 情報教育
 - ○コンピュータを活用した教育と情報通信ネットワークの整備
- ▶ 福祉教育
 - ○新市内各小中学校での福祉施設との体験交流
- ▶ 国際理解教育
 - ○外国語指導助手による外国語(英語等)教育
- 地域学習
 - ○地域に受け継がれている文化、歴史、地場産業など地域素材を取り入れた学習
- ▶ 少人数教育
 - ○習熟度別学習集団等による個を生かす教育
 - ○確かな学力(基礎学力)を身に付けるための教育
- ▶ 青少年健全育成
 - ○青少年健全育成運動の推進(青少年センターの設置、人と触れ合う機会の創出、社会性を身につけるための交流促進)
- ▶ 楽しく学ぶための環境づくり
 - ○図書館ネットワークシステムの構築等

5. 資源循環型社会のリーディング都市づくりプロジェクト

新市には、平地林や農地などみどり豊かな自然環境や利根川・菅生沼等の水辺空間が残されています。この豊かな環境を未来に引き継ぎ、持続的に発展していくため、市民と協働して、循環型社会のリーディング都市づくりを実践します。

■資源循環型社会の形成に向けた計画づくり

▶ 環境基本条例の制定、環境基本計画の策定

○環境基本条例

- ・環境の保全に関する基本理念
- 市民、事業者、行政の責務
- ・新市の基本的施策の方向と枠組み 等



○環境基本計画

- ・新市の望ましい環境像と環境の基本目標
- ・施策の方針と展開像
- ・環境に配慮した行動指針 等



○個別計画

- ・地球環境(地球温暖化、オゾン層の破壊等)に関する取り組み
- ・自然環境(地形、地質、土壌、緑地、動植物等)に関する取り組み
- ・生活環境(大気汚染、水質汚染、騒音・振動等)に関する取り組み
- ・快適環境(公園・街路樹、公共施設、景観等)に関する取り組み 等
- ▶ その他環境に関する計画の策定
 - ○地球温暖化対策実行計画
 - ○地域新エネルギービジョン 等
 - I S O 1 4 0 0 1 の認証取得

■資源循環型社会の形成に向けた市民・行政の取り組み

- バイオマネ 堆肥化センターの整備
 - ※バイオマス…原材料やエネルギーとして利用可能な生物資源
 - ○家庭ゴミの堆肥化 (バイオマスエネルギーを活用した施設の稼働)
- ▶ 公共施設への新エネルギーの導入
- 家庭への新エネルギーの導入支援
 - ○太陽光発電等導入補助

■資源循環型産業の育成

- ▶ 地球にやさしいゼロエミッション工業団地の整備検討
 - ○廃棄物を可能な限りゼロにする完全循環型の生産システムの構築検討
- 工場排熱を活用した温浴施設等の検討
- 農業生産者、農業関連団体等と連携した資源循環型農業の実践

第5部 公共的施設の 統合整備

第5部 公共的施設の統合整備

- ○公共的施設の統合整備については、地域特性や地域バランスを考慮するとともに、市民 生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮します。
- ○新たな公共的施設の整備に当たっては、財政事情を考慮するとともに、事業の効果や効率性、既存施設の有効活用等について十分検討し、効率的な整備に努めます。
- ○合併後は分庁方式を採用することから、各庁舎については、配置される機能や財政的効率性を踏まえながら、必要な改修を行うものとします。合併後の新庁舎の建設位置については、概ね中心部とし、新市において協議し、新庁舎建設を進めています。新庁舎建設をの既存庁舎については、地域の特性や住民意向を踏まえながら、各庁舎のあり方を検討し、有効活用を図ります。

第6部 財政計画

第6部 財政計画

新市の財政計画は、合併後の20年間について、歳入・歳出の各項目毎に過去の実績、経済情勢等を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。

作成にあたっては、合併後の20年間及びこれ以降においても健全な財政運営を継続することを基本として、新市建設計画に基づく事業の実施に伴う財政への影響が適正な範囲となるよう考慮しています。

1. 歳 入

(1) 地方税

過去の実績推移及び今後の経済見通し等を踏まえ、過大とならないよう現行制度を踏まえ 推計しています。

(2) 地方譲与税

地方譲与税については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(3) 地方交付税

普通交付税については、合併に伴う算定の特例(合併算定替)により算出するとともに、合併補正や合併特例債償還に係る交付税措置を見込んでいます。

また、特別交付税については、合併に係る財政支援措置を見込んでいます。

(4) 交付金

交付金については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(5) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等により推計しています。

(6) 使用料・手数料

使用料・手数料については、過去の実績等により推計しています。

(7) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績等を踏まえつつ、猿島町の生活保護に係る支出金を見込んでいます。また、新市建設計画の事業に係る補助金、合併に伴う財政支援措置(合併市町村補助金、市町村合併特例交付金)を見込んでいます。

(8) 財産収入

財産収入及び寄付金については、過去の実績を踏まえて推計しています。

(9) 繰入金

繰入金については、主要事業の実施等に伴う基金からの繰入金を見込んでいます。

(10) 諸収入

諸収入については、過去の実績を踏まえ推計しています。

(11) 地方債

臨時財政対策債等については、平成 25 年度地方財政計画に基づき推計し、新市建設計画に 基づく諸事業に伴う地方債(合併特例債等)等の発行を見込んでいます。

2. 歳 出

(1) 人件費

一般職職員の削減による人件費の削減を見込むとともに、合併による特別職職員の減 員を見込み、推計しています。

(2) 扶助費

過去の実績や少子高齢化の影響を勘案しつつ、猿島町の生活保護に係る経費を見込み推計しています。

(3) 公債費

公債費については、過去の地方債借入れに係る償還予定額に、新市における新たな地方債 (合併特例債含む) 借入れに係る償還見込額を加え、推計しています。

(4) 物件費

過去の実績等を参考に、合併に伴う合理化等、合併効果を勘案し推計するとともに、合併 に伴う一時的経費等を勘案し推計しています。

(5)維持補修費

維持補修費については、過去の実績等に基づいて推計しています。

(6) 補助費等

補助費等については、過去の実績等を踏まえるとともに、合併による影響額を勘案し、推 計しています。

(7) 繰出金

繰出金については、過去の実績や収支見通しを踏まえ推計するとともに、合併後の事業の 見通し等を勘案して推計しています。

(8) 積立金

積立金については、合併後の市町村振興基金創設に伴う積立を見込むとともに、各種事業実施に係る特定目的基金の積立等を見込み、推計しています。

(9) 投資・出資・貸付金

過去の実績を基本として、合併後の事業等の見込みを踏まえ、推計しています。

(10) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画に基づく主な事業費及びその他の経常的な事業費を見込み、推計しています。

■歳 入 単位:百万円

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地方税	6, 516	6, 671	7, 546	7, 691	7, 277	7, 114	7, 369	7, 205	7, 179	7, 108
地方譲与税	645	886	428	411	385	374	365	342	343	343
地方交付税	4, 374	3, 919	3, 669	3, 787	4, 256	4,818	5, 230	4, 856	4, 473	4, 732
その他交付金	1,044	1,029	915	891	845	817	768	745	747	1, 111
分担金・負担金	153	187	201	219	234	239	235	238	295	295
使用料・手数料	174	180	177	175	165	168	172	173	122	122
国庫支出金	1, 915	1, 708	1,626	1,653	3, 238	2,972	2, 685	2, 508	2, 851	2, 581
県支出金	795	808	997	1,012	1,067	1, 196	1, 277	1, 117	1, 247	1,092
財産収入	15	16	42	84	21	20	38	17	15	15
寄附金	5	4	2	3	1	16	2	1	1	1
繰入金	445	877	461	172	305	377	15	260	311	656
繰越金	897	877	976	840	734	946	1,070	1, 179	200	
諸収入	466	425	412	448	434	396	465	430	363	363
地方債	1, 990	2, 638	2,067	1,521	1, 749	2, 549	2, 214	2, 185	3, 053	4, 334
合 計	19, 434	20, 225	19, 519	18, 907	20, 711	22,002	21, 905	21, 256	21, 200	22, 753

区分	H27	H28	H29	Н30	H31	H32	Н33	H34	Н35	Н36
地方税	7, 039	7, 169	7, 338	7, 378	7, 378	7, 379	7, 379	7, 379	7, 379	7, 379
地方譲与税	343	343	343	343	343	343	343	343	343	343
地方交付税	4, 317	3, 977	3, 798	3, 713	3, 649	3, 734	3, 690	3, 553	3, 379	3, 311
その他交付金	1, 241	1, 371	1, 371	1, 371	1, 371	1, 371	1, 371	1, 371	1, 371	1, 371
分担金・負担金	295	295	295	295	295	295	295	295	295	295
使用料・手数料	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122
国庫支出金	2, 877	2, 846	2, 568	2, 351	2, 373	2, 394	2, 415	2, 438	2, 460	2, 483
県支出金	1, 102	1, 112	1, 122	1, 133	1, 143	1, 154	1, 165	1, 176	1, 187	1, 198
財産収入	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
寄附金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
繰入金	486	137	147	206	263	185	244	263	224	80
繰越金										
諸収入	363	363	363	363	363	363	363	363	363	363
地方債	4, 834	3, 111	2,657	2, 251	2, 251	2, 251	2, 251	2, 251	2, 251	2, 251
合 計	23, 035	20,862	20, 140	19, 542	19, 567	19,607	19,654	19, 570	19, 390	19, 212

■歳 出 単位:百万円

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人件費	4, 149	4, 194	4, 048	3,846	3, 815	3, 707	3, 682	3, 687	3, 648	3, 623
扶助費	2, 443	2, 520	2,632	2,771	3, 030	3, 925	4, 095	3, 970	4, 212	4, 111
公債費	1,778	1, 774	1, 945	2,073	1,972	1, 929	1, 929	1, 905	1, 928	1, 954
物件費	2, 580	2, 463	2, 331	2, 183	2, 234	2, 353	2, 415	2, 490	2, 595	2, 595
維持補修費	175	65	89	114	105	147	91	107	140	140
補助費等	2, 457	2, 627	2, 279	2, 203	3, 538	2, 276	2, 246	2, 183	2, 245	2, 237
繰出金	1,889	1, 778	1, 928	2,042	2, 429	2, 420	2, 349	2, 513	2, 519	2, 519
積立金	145	144	330	220	172	975	1, 088	504	104	272
投資・出資 金・貸付金	28	38	12	17	12	147	168	47	62	62
普通建設 事業費	2, 913	3, 647	3, 084	2, 703	2, 458	3, 048	2, 499	2, 930	3, 717	5, 240
災害復旧 事業費等						4	164	36	30	
合 計	18, 557	19, 250	18, 678	18, 172	19, 765	20, 931	20, 726	20, 372	21, 200	22, 753

区分	H27	H28	H29	H30	H31	H32	Н33	H34	H35	Н36
人件費	3, 597	3, 572	3, 547	3, 522	3, 497	3, 473	3, 449	3, 425	3, 401	3, 377
扶助費	4, 152	4, 194	4, 235	4, 278	4, 320	4, 363	4, 407	4, 451	4, 495	4, 540
公債費	2,000	2, 104	2, 170	2, 260	2, 374	2, 495	2, 618	2,605	2, 492	2, 376
物件費	2, 595	2, 595	2, 595	2, 595	2, 595	2, 595	2, 595	2, 595	2, 595	2, 595
維持補修費	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
補助費等	2, 229	2, 221	2, 213	2, 206	2, 198	2, 191	2, 183	2, 176	2, 169	2, 162
繰出金	2, 519	2, 519	2, 519	2, 519	2, 519	2, 519	2, 519	2, 519	2, 519	2, 519
積立金	155	157	108	4	4	4	4	4	4	4
投資・出資 金・貸付金	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
普通建設 事業費	5, 586	3, 298	2, 551	1, 956	1,858	1, 765	1, 677	1, 593	1, 513	1, 437
災害復旧 事業費等										
合 計	23, 035	20, 862	20, 140	19, 542	19, 567	19, 607	19, 654	19, 570	19, 390	19, 212